

官報 号外

平成十二年十一月九日

○第一百五十四回 衆議院會議録 第十一号

平成十二年十一月九日(木曜日)

議事日程 第六号

平成十二年十一月九日

午後一時開議

- 第一 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 第二 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出)

平成十二年十一月九日 衆議院會議録第十一号

議員請暇の件

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(綿貫民輔君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

竹本直二君及び柳澤伯夫君から、十一月十二日から十九日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。商工委員長古屋圭司君。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔古屋圭司君登壇〕

○古屋圭司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近のインターネット等の情報通信技術の発達に伴い、民間における電子商取引等の促進を図るため、書面の交付等による手続の義務にかえて、情報通信技術を利用する方法を用いて行

うことができることとするために、総計五十本の関係法律について所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、民間の商取引において書面の交付あるいは書面による手続を義務づけている関係法律について、書面の交付等にかえて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子メール等の情報通信技術を利用する方法により提供することができることとしております。

第二に、組合等における議決権に関し書面による行使等を義務づけている関係法律について、組合員は、定款に定めのある場合、書面による議決権の行使等にかえて、電子メール等の情報通信技術を利用する方法により行使することができることとしております。

本案は、去る十一月七日日本委員会に付託され、同日平沼通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

昨日質疑を行い、質疑を終局したところ、日本共産党提案による修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取した後、採決を行った結果、日本共産党提案の修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成十二年十一月九日 衆議院會議録第十一号

日程第二 農地法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、農地法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長宮路和明君。

農地法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(宮路和明君登壇)

○宮路和明君 ただいま議題となりました農地法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、農業生産法人について、一定の株式会社を認めるほか、その事業及び構成員の範囲の拡大その他の措置を講ずるとともに、農地の権利移動許可の下限面積要件を弾力化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、十一月二日谷農林水産大臣及び石破農林水産政務次官から提案理由の説明を聴取した後、同日と去る七日、八日の三回にわたり政府に対する質疑を行ったほか、七日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審議を行いました。

昨八日質疑を終了しましたところ、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び21世紀クラブから、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、農業の多様な担い手及び優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨の検討案項を附則に追加する五会派共同提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決し、

農地法の一部を改正する法律案 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六案に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長井上義久君。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(井上義久君登壇)

○井上義久君 ただいま議題となりました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、あわせて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、公共工事の入札及び契約は、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び適正な施工の確保を基本として、その適正化を図られなければならないこととする。

第二に、公共工事の発注者は、年度ごとの公共工事の発注の見通しを公表するとともに、指名業者の名称その他の公共工事の入札及び契約に関する情報を公表しなければならないこととする。

第三に、公共工事の発注者は、その発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する入札談合や建設業法等に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会や建設業者の監督権限を有する国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととする。

第四に、公共工事については、一括下請負を全面的に禁止するとともに、公共工事の受注者は、発注者に対して施工体制台帳の写しを提出しなければならないこととする。

第五に、国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする。公共工事の発注者が当該指針に従って講じた措置の状況について報告を求め、必要に応じ所要の要請を行うことができるものとする。

等であります。本案は、去る十月三十一日本委員会に付託され、十一月一日副建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同月八日質疑を行いましたところ、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合、保守党の七会派共同提案により、公共工事の入札及び契約において排除が徹底されるべき不正

行為として談合を例示するとともに、適正化指針に定める入札及び契約の過程並びに契約の内容についての意見反映方策の対象とする学識経験者等の意見の第三者性を明らかにしようとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

同日、採決の結果、本案は全会一致をもって七会派共同提案に係る修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六案に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六案に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六案に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中野寛成君。

本案は、去る十月三十一日本委員会に付託され、十一月一日副建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同月八日質疑を行いましたところ、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合、保守党の七会派共同提案により、公共工事の入札及び契約において排除が徹底されるべき不正

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○中野寛成君登壇
たゞいま議題となりました在日米軍駐留経費負担特別措置協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める地位協定第二十四條についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、平成十二年一月以来、日米両国政府間で行われた交渉の結果、合意に至りましたので、平成十二年九月十一日、ニューヨークにおいて本協定の署名が行われました。

本協定の主な内容は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払いに要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金または代金の支払いに要する経費の全部または一部を我が国が負担すること、日本国政府の要請に基づき合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部または一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合に、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部または一部を我が国が負担すること、合衆国は、従来と同様、これらの経費の節約に努めること、

本協定は平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日まで効力を有すること等であります。

本件は、去る十月三日本院に提出され、十月三十一日本院において趣旨の説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、十一月一日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨八日質疑を終了し、討論の後、引き続き採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐藤静雄君。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○佐藤静雄君登壇
たゞいま議題となりました高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、並びに、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、重点計画を作成することにより、その施策を迅速かつ重点的に推進しようとするものであります。

本法案は、去る十月二十四日本院において趣旨説明及び質疑が行われ、同日日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る十月二十六日中川内閣官房長官から提案理由の説明を聴取した後、同月三十一日から質疑に入り、十一月六日には商工委員会及び通信委員会との連合審査会を開催し、そして翌七日には参考人からの意見聴取を行い、さらに本日森内閣総理大臣等に対し質疑を行うなど、幅広い角度から慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

かくして、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び21世紀クラブの各派共同提案に係る修正案並びに日本共産党から修正案が提出されました。

聴取した後、討論を行い、採決いたしましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び21世紀クラブの各派共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 討論の通告があります。順次これを許します。黄川田徹君。

(黄川田徹君登壇)

○黄川田徹君 自由党の黄川田徹でございます。私は、自由党を代表して、たゞいま議題となりました高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に対し、反対の討論を行います。

まずもって、この法律の成立の経緯についての問題点を指摘しなければなりません。既に平成六年に高度情報通信社会推進本部が設置され、また、平成七年と十年には高度情報通信社会に向けた基本方針が策定され、当時から既に本法案と同様の内容がうたわれているのであります。また、平成十一年四月にも本法案の内容と同様のアクションプランが策定されており、平成十二年にはフォローアップも行われております。これらの措置は、法律をつくるまでもなく、政府がこれまで実施してきたものであります。

この法案は、衆議院選挙後になって森内閣の新しい目玉づくりのために突然打ち出されたものであり、内容に新しいものは何もなく、今申し上げた施策を基本法の名のもとに文章化しただけなのであります。これが森総理大臣のパフォーマンスにすぎないことは、市場の冷淡な反応を見ても明らかであります。

IT戦略会議でも、この法案について詰めた議論がなされたとは聞いておらず、そもそも基本法そのものが必要を含め十分な議論が必要である

にもかかわらず、この九月四日に立ち上げられた内閣ＩＴ担当室が大急ぎで作業して、十月十七日に、一月余りで国会に提出するという拙速の感は否めないものであります。

次に、法案の内容についての問題点を申し述べます。

第一に、「目的」に危機意識が不足している点であります。世界各国がインターネットを初めとするＩＴ戦略を進める中で、我が国が大きく立ちおくれしている現状をどう改革していくのかは一向に明らかにされず、これまで進めてきた施策を「目的」として文章化したにすぎません。基本法でありながら三年後の見直し規定を置いたのは、自信のなさのあらわれであります。

第二に、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会、利用の機会等の格差の是正をうたっておりますが、民間主導が原則、競争の促進、国と地方の役割は環境整備と述べているだけであり、官と民との役割分担についての戦略が全く明確にされていないのであります。これでは、規制改革が不徹底のまま、光ファイバーなどのＩＴ公共投資がいたずらにふえる結果となりがねないのであります。

第三に、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成と言いながら、そもそも基本法になじまないアクションプランレベルの課題を法制化しようとしたため、法文自体が抽象的であまい内容に終始しており、これでは各省庁がＩＴ予算獲得の根拠にするという官僚行政を助長するばかりであり、肝心のＩＴ革命がこれにより達成されることは到底思えないのであります。

第四に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとしておりますが、今既にある高度情報通信社会推進本部の看板をかけかえただけのものであり、今までうまくいかなかったことを反省することなく、心を入れかえて今までどおりやろうと言っていることと同じであります。

以上、反対の理由を申し述べましたが、この内

容の法案では修正にも値せず、政府は撤回して出し直すべきであります。

今、二十一世紀の世界をさまざなりさせるようなＩＴ革命が現に進行しております。我が国の命運は、このＩＴ革命をなし遂げられるかいかにかかっていると言っても過言ではありません。そのためには、規制緩和を初めとする大胆な改革を断行しなければなりません。それは、これまでの官主導の国づくりを改め、国民が生き生きとして経済活動が営めるような社会を構築していくことにほかなりません。官僚の作文をそのまま基本法にして、それに基づいてＩＴ革命を推進しようとする発想自体を改め、日本を一新する構造改革を推進していくことが必要であることを申し上げまして、私の反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 矢島恒夫君。

(矢島恒夫君登壇)
○矢島恒夫君 私は、日本共産党を代表して、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に対して、反対の討論を行います。

私は、まず、二十一世紀の社会のあり方にかかわる基本法の審議にもかかわらず、野党が要求した公聴会開催要求も受け入れず、与党がともかく審議を急ぐことに終始したことを、厳しく指摘するものであります。

情報通信技術の発展は、人類の文化、技術の発展の中でも画期的な一段階を開きつつあります。特に、インターネットは、既に国民の二割以上が利用し、多様な情報を入手し発信する新しいコミュニケーションの手段となっています。我が党は、この新しい技術を社会全体が有効に活用できるようにしていくために、国民だれもが利用できる、その成果をすべての国民が受けられるようにすることこそ基本にすべきだと考えます。そして、個人情報の流出やＩＴを利用した新たな犯罪など、否定的な諸問題への対応を重視すべきだと考えています。

本法案に反対する第一の理由は、基本法として最も重要な民主主義の立場が欠落しているという

ことであります。国民こそが、高度情報通信ネットワーク社会の主人公であります。法案には、この見地が完全に欠落し、目的、理念に、高度情報通信ネットワーク社会の形成が民主主義の発展に資する、という言葉すらありません。本法案では、国民が望む高度情報通信ネットワーク社会の形成となり得ないことは明らかであります。

第二の理由は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たって最低限の土台となる、高度情報通信ネットワークへのアクセスを国民の権利とし、それを国が保障するという明確な理念及びその理念を具体化していく基本方針、重点計画がないことでもあります。

審議の中でも、インターネットが障害者の社会参加への可能性を画期的に高めることが明らかにになりましたが、障害者が活用できるような器具の開発や料金制度の具体化なしには、この可能性は現実のものとなりません。高度情報通信ネットワークの形成を民間の競争のみに任せるならば、地域、年齢、所得、身体的制約などによる新たな情報格差が生じ拡大することは明瞭であります。

第三の反対理由は、高度情報通信ネットワーク社会形成の必須の要件として、個人情報保護及び消費者保護の徹底を国の責務として施策を推進するという点で不十分であるということでもあります。法案は電子商取引の促進をうたっていますが、個人情報保護及び消費者保護の徹底がなければ電子商取引の健全な発展はあり得ません。

基本法として、国民、消費者こそが主人公という根本的な哲学を欠く本法案では、国民が望む高度情報通信ネットワーク社会の形成とはならないということを指摘して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 植田至紀君。

(植田至紀君登壇)

○植田至紀君 初めまして、社会民主党の植田至紀です。よろしくお願ひいたします。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に反対の立

場から見解を表明させていただきます。

森総理は、先日の所信表明演説の中で、「人類は、そして我々日本人は、ＩＴ革命という歴史的な機会と正面から取り組む決意が必要」と力説されました。全くそのとおりです。が、結果提出された法案は、大山鳴動してネズミどころかノミ一匹じゃないですか。一体この法案のどこにＩＴ革命という歴史的な機会と正面から取り組む決意があるというのか大いに疑問であります。そのことをまず申し上げて、幾つかの点について指摘させていただきます。

まず第一に指摘しなければならないのは、ＩＴ革命の主体たる国民の参加が何ら保障されていないということです。この点は、総理が一大国民運動を展開すると述べたことと明らかに背反するものであり、法案の根本的な問題です。

確かに、戦略本部ができる、そしてそこで重点計画が策定されるというわけですが、実際に具体的にその策定過程において国民がいろいろな形で物を言うその機会は、実際上は閉ざされている。そういう意味で、本来主人公たる国民が、このＩＴ基本法ができることによってむしろＩＴ革命の推進力としての力を失ってしまう、そういう危惧を持たざるを得ないわけです。

さて、第二は、高速通信網などインフラの整備のみが強調され、ＩＴ革命をパソコンの普及程度にしか認識していないのではないかという点でございます。

ＩＴの普及というのは、その活用を通じて新たな民主主義社会を推進する、そういう意味からやほりとらえられるべきでしょう。そういう意味で、ＩＴの活用やインターネットの普及に必要なのはインフラよりもコンテンツであり、ハード以上に市民の情報リテラシーの向上ではないでしょうか。しかし、そのことが法案では理解されていない、そう言わざるを得ないわけです。

第三は、法案では、情報格差、デジタルデバイドの解消に関して施策の方向性すら示していない

ことです。すなわち、国民の権利としてそれを保障する観点から欠落しているのです。幾ら法案が申しわけ程度に触れていたとしても、施策の推進に当たっての国の責務が明らかにされていない以上、空文と言わざるを得ません。

第四は、IT革命の推進に伴う雇用不安への対応が不明確であるということです。若干の修正が行われたとはいえ、その中身が明確でない以上、問題はまだまだ解決されていません。

さて、法案は、IT革命が目指す二十一世紀の社会像、未来像を全く描いていません。このことは、法案を提出された政府、すなわち森内閣に私たちの未来を語る資格などないということをかんがみながら、賢明な御判断であつたと私は考えます。

そこで、せっかくですからこの機会にもう一つ賢明な御判断をしていただきたいのです。すなわち、森内閣の総辞職です。引き際ぐらひは森総理もわきまえておられるかと存じますし、今がそのときであるということも十分御認識だとは思いますが、もし方が一、森総理御自身が国民の支持を得ているなどと誤った認識を持たれているようでは大変でございまして、その点、蛇足ながらつけ加えておきたいだきまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣虎島和夫君。

(国務大臣虎島和夫君登壇)

○国務大臣(虎島和夫君) 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第一条に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定めることを内容としています。

船舶検査活動につきましては、昨年四月、周辺事態安全確保法案の国会審議の過程で、別途立法措置を講ずることを前提として同法案から削除されましたが、その後、与党間で鋭意協議され、今般、船舶検査活動に関する法案の要旨等について合意されたところであります。本法律案は、この合意内容を踏まえ、周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態安全確保法と相まって、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、船舶検査活動は、周辺事態に際し、国連安保理決議に基づいて、または旗国の同意を得て実施することを定めております。

第二に、船舶検査活動は自衛隊の部隊等が実施すること、及び、この場合において、当該船舶検査活動に相当する活動を行う米軍に対し、後方地域支援を実施することができることを定めております。

第三に、船舶検査活動の実施に際して、一定の事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画に定めることを定めております。

第四に、防衛庁長官が、基本計画に従い、船舶検査活動について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て自衛隊の部隊等による実施を命ずること等を定めております。

第五に、船舶検査活動の実施の態様等について定めております。

第六に、乗船して検査等を行っている者の生命等を防護するため必要最小限の武器の使用ができることを定めております。

なお、附則において、自衛隊法及び周辺事態安全確保法について所要の改正を行っております。

以上が、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。桑原豊君。

(桑原豊君登壇)

○桑原豊君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま趣旨説明のありました周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案に関して、関係大臣にお尋ねをいたします。

本法律案は、周辺事態における我が国自衛隊の行動にかかわるものであります。

この周辺事態は、我が国周辺で安全保障上の緊張が高まる状況のもとにおいて起きるのであります。したがって、まず、周辺事態に至らないように、我が国が主体的に平和で安定した国際環境を創造していく不断の外交努力を行うことが大前提であります。

にもかかわらず、最近の政府による北朝鮮への突然の五十万トン米支援決定、総理の拉致疑惑における第三国発見の発言などを見ますと、全く、どこを指して北朝鮮との国交正常化交渉をしているのか、首をかしげたくないのであります。

韓国が、金大中大統領の提唱する段階的な平和統一戦略に基づいて太陽政策を着実に実行していることや、米国が、練りに練ったベリー・プロセスに沿って戦略的な外交を繰り広げているのに比べ、いかにも行き当たりばったりの印象をぬぐえません。

また、外務大臣は先ごろロシアを訪問されましたが、この日口交渉にいたしましたも、クラスノヤルスク合意が骨抜き状態になり、エリツィン大統領のころのムードからはるかに後退した感が否めません。核問題についても、総理は、インド訪問の際、どこまで真剣にインド政府に迫ったのか、ITに浮かれていたと思えません。

そこで、まず本法律案を討議する土台となる国際環境及び喫緊の外交課題に関する関係大臣の基本認識について、御質問いたします。

朝鮮半島では、六月の南北首脳会談、十月の米朝合意とオルブライト國務長官の訪朝、欧州と北朝鮮との関係改善など、さまざまな緊張緩和の動きがあることは御承知のとおりであります。また、先ごろアーミテージ氏やキャンベル氏といった米国の知日派の有識者が発表した日米関係についての米国防大学の特別レポートでは、アジア情勢の変化に対し、米軍の前方展開のあり方、米軍基地、訓練、運用面などを見直していくような見解が出されております。

そこで、まず朝鮮半島情勢について、現状をどのように認識され、今後どのような展望をお持ちか、外務大臣及び防衛庁長官にお伺いをしたいと思います。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案の趣旨説明 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案の趣旨説明 桑原豊君の質疑

すなわち、既に北東アジア情勢は緊張緩和の方向に十分動いているとお考えなのか、それとも、いまだミサイルや核の開発問題があり、また実質的な軍縮はないので、安全保障上の緊張関係には変化がないというふうにお考えなのか。また、その認識に立って、今後我が国としてどういう方向性を持って対応する決意なのか、つまり、朝鮮半島及び北東アジアの軍縮と緊張緩和にどのように取り組んでいかれる方針なのか、お聞かせいただきたいと思っています。

あわせて、さきの総理の、立場をわきまえない不意な発言を受けての日朝国交正常化交渉の展望についても、外務大臣の御答弁をお願いいたします。

さらに、米次期大統領選挙は、まれに見る激戦となり、フロリダ州における票の再計算という事態を迎えておりますが、いずれが勝つにせよ、新大統領は国内問題により目を向けたかじ取りを余儀なくされるのではないかとこのように思われます。こうした状況下で、米国外交の継続性はどうか、心配な点もございます。

目下取りざたされているクリントン現大統領の訪朝の見通し及び米国の北朝鮮外交の今後についてどのように展望されているかも、あわせて外務大臣にお伺いをいたします。

また、朝鮮半島情勢や北東アジアの平和を考えると、日米韓の協力、連携が不可欠なことは言うまでもありません。今後の米国の対日政策についてどのような展望をお持ちかをお聞かせ願いたいと思います。

特に、現在米軍は、アジア太平洋地域に十万人の前方展開兵力を擁し、そのうち四万人が我が国

に駐留をいたしております。緊張緩和への流れを受けて、朝鮮半島における米軍の削減があり得ると思えかどうか、その場合、在日米軍基地、特に沖縄普天間基地の問題や、海兵隊を初めとする米軍の兵力構成などを全体として縮小していく環境ができてくると思えなかろうか、あるいは日本としてその方向で努力する決意があるかどうか、外務大臣並びに防衛庁長官にお答えいただきたいと思っています。

さらに、森総理大臣は、沖縄サミットでクリントン大統領に、普天間基地の移設に関する十五年期限問題を含め、はっきりと我が国の立場を主張されていないのではないかとこの疑問がございします。米国の次期政権に対しては、政府としてしっかりと我が国の立場を主張していただけるのかどうか、外務大臣にお伺いをいたします。

それでは、船舶検査法の中身に入ります。まず、周辺事態安全確保法案の審議のときにも我が国として慎重な対応が求められたことでありますが、今次の法的措置に対する我が国周辺及びアジア諸国の反応でございします。

現下の情勢においてどのような反応が想定されるのか、また、そのことに對し我が国としてはどのように対応しているのか、外務大臣に伺いたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、この法案の提出がなぜにここまでおくれたのかであります。

昨年五月、周辺事態安全確保法案の議論の際に、当時の与党内で意見の調整がつかず、船舶検査に係る規定が政府原案から抜け落ちました。これに對して民主党は、参議院において、国連安保理決議を重視する見地から、政府原案にあった船

舶検査規定を復活させる修正案を提出いたしました。が、連立維持を優先した与党の強引な手法によって否決されました。これによって、周辺事態に対する対応は、問題を抱えたまま今日に至ったわけでありました。

幸い、船舶検査を実施せざるを得ないような状況はありませんでしたが、これほど焦点になった規定について、一年以上も放置してきた与党の責任は極めて重大であるということ指摘したいと思います。

具体的に何が問題になってこれほど与党協議が長引いたのか、また、現在この規定に満足をしておられるのか、さらに、国連安保理決議が得られない段階でも、旗国の同意さえあれば船舶検査ができることになるわけですが、この点に関する御所見はいかがなものか、防衛庁長官にお尋ねをいたします。

また、この点に關しましては、連立与党を構成する公明党及び保守党を代表して入閣されておられる国務大臣として、統大臣及び扇大臣からそれぞれ御所見を御披露願いたいと思います。両党がどのような立場で議論に臨み、どのような議論の結果今回の結論を導かれたのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、国連安保理決議に加え、一年以上もかかって出てきた旗国の同意についてお伺いしたいと思ひます。

国連安保理の決議により経済制裁が実施される場合、少なくとも国連加盟国は決議に従う義務が生じます。したがって、決議の授權により船舶検査が行われる場合、船舶検査の対象となる旗国が国連加盟国である場合は、自国船舶の停船や立入

検査を拒否できないこととなります。

そこで、確認をいたしますが、何らかの事情で国際社会の合意が得られず、安保理決議が得られない場合で、しかも旗国が船舶検査への同意を与えない場合には、周辺事態における船舶検査は行われないうえと考えてよろしいのでしょうか、外務大臣及び防衛庁長官から御説明いただきたいと思ひます。

最後に、船舶検査の発動のあり方について質問いたします。

周辺事態は、いまだ我が国が武力攻撃を受けていない事態を指すわけでございしますから、一般に自衛権発動の要件は満たしていないのでありましよう。事実、政府は、自衛権の行使とは別の自衛の措置とされておられるようであります。

そこで、お伺いいたしますが、自衛の措置というのとは一体どういう中身なのでしょう。周辺事態において、我が自衛隊がみずから船舶検査などの行動を行う場合、自衛権発動の要件を欠いても自衛の措置がとれるということですが、措置の範囲や態様いかによつては、逆に危険な情勢が生じる可能性がないのでしょうか。

例えば、国連安保理決議がない状態であつて、我が国が独自に周辺事態であると認定した状態を想定いたしますと、船舶検査活動をきつかけに、周辺事態ではなく日本有事、すなわち我が国に對して武力攻撃が行われる事態に発展するおそれはありませんか。

周辺事態における船舶検査活動を行うことによつて、自衛権に基づく防衛活動としての船舶検査活動、すなわち臨検と呼ばれるものを呼び込んでしまふ可能性はないのでしょうか。外務大臣及

が防衛庁長官からお答えをいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣河野洋平君登壇)

○国務大臣(河野洋平君) 朝鮮半島情勢についてお尋ねでございますが、御承知のとおり、六月の南北首脳会談以降、南北対話が着実に進展し、米朝間でもまた大きな動きが見られておりますが、安全保障上の問題は依然として存在しております。こうした動きは、朝鮮半島の緊張緩和に資するものであり、これらの成果を基礎に、今後軍事面でも信頼醸成が進み、朝鮮半島の緊張緩和につながることを強く期待をいたしております。

日朝国交正常化交渉につきましては、今回の北京での交渉では、双方の立場の接点を見出すための作業を行いました。今後とも双方の間の大きな隔たりを埋められるよう全力を傾けていく考えでございます。

アメリカの大統領選挙は、御指摘のとおり、いまだその結論が出ておりません。そういう状況下で、クリントン大統領の訪朝につきましては、特段の決定はまだなされていないと承知しております。また、対北朝鮮政策の遂行に当たりましては、日米韓三カ国で緊密な連携が維持されていくことを期待いたしております。その他外交政策については、まだ大統領未決定の今日、私から申し上げることを控えていただきたいと思います。

金大中大統領は、南北首脳会談以降も、在韓米軍の駐留は韓国の国益と朝鮮半島の安定のために必要である旨述べておられますが、現段階で我が

国が予断を持って将来の在韓米軍のあり方について云々するのは適当ではないと思います。

普天間飛行場を含め、在日米軍の兵力構成等の軍事態勢につきましては、一九九六年の日米安保共同宣言に従い、引き続き米政府との間で緊密に協議していく考えであり、あわせて国際情勢が肯定的に変化していくよう外交努力を積み重ねてまいる考えでございます。

代替施設の使用期限の問題につきましては、先般のサミットの際の日米首脳会談におきまして、森総理よりクリントン大統領に対して取り上げられました。今後とも、昨年末の閣議決定に従いまして政府としては対処していく考えでございます。あわせて国際情勢が肯定的に変化していくよう外交努力を積み重ねていくことも当然のことでございます。

船舶検査法案に対する周辺諸国の反応についてお尋ねがございました。

韓国、中国、ロシアからは、現在のところ、懸念が表明されたとは承知をいたしております。今後、仮に本法律案に関し懸念を表明する国があるとすれば、必要に応じて説明をし、透明性を高めていくことが重要であると考えます。

国連安保理決議がない場合で旗国の同意が得られない場合には、当該旗国の船舶に対して船舶検査活動を実施し得ないこととなるというふうに御答弁を申し上げます。

本法案は、周辺事態に際して、国連安保理決議がない場合でも、国際社会がその協調行動として経済制裁を実施しているときに、検査対象船舶の旗国の同意を得て船舶検査活動を実施することを可能としております。これは国際法上も適法な活

動であり、戦闘行為と評価されるのではなく、このような活動に対して武力攻撃が行われることは、通常、想定をされておられません。

(国務大臣虎島和夫君登壇)

○国務大臣(虎島和夫君) 朝鮮半島情勢についてのお尋ねですが、現状では軍事的対峙の状況は変化しておらず、また、北朝鮮は弾道ミサイル等の軍事力を依然として維持強化していると考えられます。

防衛庁としては、朝鮮半島を初め、我が国を取り巻く安全保障環境のいかなる変化にも対応して我が国の平和と安全を確保できるよう、自衛隊の態勢や日米安保体制への信頼性の向上等に万全を期す所存であります。

さらに、米軍のプレゼンスに関するお尋ねがありました。

アジア太平洋地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している等、依然として不透明、不確実な要素が存在しております。このような状況の中、在日米軍を中核とする米軍のこの地域におけるプレゼンスは、我が国の安全及び地域の平和と安定のために、引き続き重要な役割を果たしていくものと認識しております。

次に、船舶検査活動に関する与党協議についてお尋ねがありました。

船舶検査活動の取り扱いについては、これまで与党において、国連安保理決議に基づく場合のほか、旗国の同意を得て船舶検査を実施するといった点も含め、慎重かつ真剣な議論が行われてきたものと承知しております。本法律案は、かかる議論も踏まえ作成されたものであり、政府とし

ては、本法律案に基づいて船舶検査活動を有効に行うことができ、我が国の平和と安全の確保に資するものと考えております。

さらに、国連安保理決議がなく、旗国の同意がない場合の船舶検査活動の実施の可否についてお尋ねがありました。

本法律案において、船舶検査活動は、同活動の実施を要請する国連安保理決議に基づいて、または旗国の同意を得て実施することとしており、これらのいずれもない場合には船舶検査活動を実施することはできません。

船舶検査活動が日本有事を招くのではないかとのお尋ねがありました。

本法律案の検査対象は基本的に商船であり、また、検査を実施するに当たっては、国連安保理決議に基づくか、または当該船舶の旗国の同意を得ることとしており、さらに過去の諸外国の活動実績においても、攻撃を受けたとの例は承知しておりません。また、本法律案に基づく船舶検査活動は武力の行使または武力による威嚇を伴うものではなく、さらには、本法律案における武器の使用は、いわば自己保存のための自然権的権利といふべきものであり、必要最小限の武器使用を規定しているものであります。

このようなことから、船舶検査活動の実施が日本有事を引き起こすような事態は想定しがたいと考えております。

(国務大臣統訓弘君登壇)

○国務大臣(統訓弘君) 桑原議員の御質問にお答え申し上げます。

船舶検査活動に関する与党協議についてのお尋ねでございます。

平成十二年十一月九日 衆議院會議録第十一号

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案の趣旨説明に対する土田龍司君の質疑 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案の趣旨説明に対する土田龍司君の質疑

八

基本的には、ただいま防衛庁長官が答弁されたとおりであります。船舶検査活動の実施は、周辺事態安全確保法の実効性を高めるためにぜひとも必要な措置であり、与党三党は、継続的に船舶検査活動について議論、調整を重ね、今年九月末に、与党三党の安全保障に関するプロジェクトチームで合意したと承知しております。

私どもとしては、本法草案に基づいて船舶検査活動を有効に行うことができ、我が国の平和と安全の確保に資するものと考えております。(拍手)

(国務大臣 扇千景君登壇)

○国務大臣(扇千景君) 桑原委員からお尋ねがございました。

委員御承知のように、少なくとも、私ども、船舶検査の問題につきましては、我々の前身であります当時の自由党と自由民主党との連立の政権のもとにおいて、与党二党と公明党を加えた三党間の協議において、特に周辺事態に対する法案での船舶検査に国連決議が必要か、警告射撃を認めるかどうかなどの問題をめぐって協議が調わず、その結果、船舶検査の規定をガイドライン関連法案から削除し、別途協議を続けることとしたわけでございます。その後、自民党、公明党、保守党の連立政権が発足するに当たりまして、三党間の協議を経てようやく合意に達し、今回、船舶検査法案を提出するに至ったものであります。

このような経緯の結果、船舶検査の問題の決着がガイドライン関連法案以降一年も経過してしまつたことに對しては、国民にも、また国際的にも大変申しわけなかつたと思つております。

保守党としては、自由党以来、国連決議等の国

際法規によるならば船舶検査を周辺事態に限定する必要はないのではないか、この考え方は変わつておりません。しかし、今日の国民のコンセンサス、国益などを考慮し、政策判断として、船舶検査活動は、周辺事態確保法における周辺事態に對し、国連安保理決議を含む国際的約束及びその確立された国際法規に従い、旗国の同意を得て実施することが妥当と判断したものでございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 土田龍司君。

(土田龍司君登壇)

○土田龍司君 自由党の土田龍司でございます。

私は、自由党を代表しまして、ただいま提案されました周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案に関し、質問をいたします。

船舶検査活動については、昨年成立した周辺事態安全確保法の審議の際、私ども自由党と自民党、公明党との間に意見の相違があり、結論が得られないで今日まで来た経緯がございます。

今回、与党三党が調整の上、政府案として提出されましたことに對しては敬意を払うものであります。その内容は、残念ながら私ども自由党が主張していたものとはかけ離れており、到底納得できるものではありません。とりわけ、かつて私ども自由党の同志として同じ主張をしていた保守党が、従来の主張に反し、このような法案を提出されたことに對して、失望の念を禁じ得ません。

この際、私ども自由党は、改めて私どもの考え方を申し述べ、防衛庁長官の御答弁をいただきましたと思ひます。

自由党が連立政権を発足させるに当たり、平成

十年十一月十九日の自民党との党首会談で、小淵前総理は小沢党首の提案を受け入れられました。すなわち、国際連合、安全保障理事会で国連平和活動に関する決議が行われた場合には、国連の要請に従いその活動に参加する、またこの原則に基づいて法制度を整備するというものであります。

私ども自由党は、我が国が国連決議に従つて国連の加盟国の一員として国連の平和活動に参加する場合、仮にそれが武力行使を伴うものであつても、それは日本が国家権力として武力を行使しているのではなく、国連憲章に基づいて国連加盟国としての義務を果たしているものであつて、決して憲法に違反するものではありません。むしろ憲法前文の「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」という趣旨を体现するものです。小淵前総理がこの自由党の主張に理解を示されたからこそ、連立の合意が成立したのであります。

この見地から、自由党は、周辺事態安全確保法の審議に当たり、国連決議に基づく活動であれば、それが船舶検査であれ何であれ、他の国連加盟国と同等の仕事ができなければ意味がないと指摘してまいりました。

例えば、国際社会は、船舶検査につき、実施するしないは別に、前方威嚇射撃などの強制措置を容認しております。自由党は、国連の活動である以上、これに従うのは当然であると主張したのであります。

また、国連協力ではなく、日米協力として船舶検査をするということ考え方を整理するのであれば、その限りにおいて、当時の政府案のように活動を制約することがあつてもよいが、その場合には国連決議をとるべきだと主張いたしました。

しかしながら、国連決議を条件にした上で、自衛隊の活動に他国に比べて制約を設けるべきであるとした公明党との間で意見が合わず、その結果、船舶検査活動を削除し、別途立法措置を講ずるとしたのは、御承知のとおりであります。

そこで、改めて伺います。

国連の平和活動は自衛隊の行使とは別次元のものであり、我が国が国連のあらゆる平和活動に参加して活動することは、憲法上認められるとはお考えになりませんか。十年前の湾岸戦争では、我が国は人的な面での貢献は何も行いませんでしたが、国連憲章や国連決議に基づく平和のための活動に国連の一員として積極的に参加することが我が国が果たすべきふさわしい役割であり、それが我が国が国際社会から信頼され、尊敬される道であるとお考えになりませんか。率直な御見解をお聞かせいただきたいのであります。

また、国連決議に基づく船舶検査は、国連憲章第四十一条による経済制裁措置の一環であつて、ガイドラインに基づく周辺事態の法体系とは別に位置づけられるべきであります。その場合には、船舶検査を行う区域は、国連のもとで各国と調整しつつ指定されるべきであり、我が国独自の判断で行われるべきではありません。

国連決議に基づき、経済制裁を効果あらしめるために現に行われている船舶検査は、実際にやるやらないは別としても、いわゆる前方威嚇射撃などの強制的な裏づけ措置が認められております。国連の活動として行うのであれば、他の国連加盟国と同様の活動が行われるような法体系とすべきであると思ひます。

政府案は、野球に例えるならば、国連チームの

一員として守備についたとき、我が国だけがイレギュラーバンドはとらない、トンネルをすると言言するに等しいものであります。これでは各国の信頼を得ることなど到底できません。この点について、政府のお考えをお聞かせいただきたいのであります。

今回提案の法案は、周辺事態に限定して、我が国の平和及び安全の確保に資するとの観点から提案されたものであります。そして、周辺事態の際には、国連決議がある場合にもない場合にも、船舶検査が実施できることとされております。

防衛庁長官にお尋ねいたしますが、その際、国連決議があった場合には、国際法上、国連憲章の規定に基づく国際法規が適用されると思いが、国連決議がない場合にはいかなる国際法規が適用されるのか、お示しいただきたいのであります。

一般に、二国間で船舶検査を実施するという条約を結んだとしても、それによって第三国の権利を制限することはできません。例えば、日米間で一定の場合に船舶検査ができるという約束をしましても、その船舶検査活動が適法であるためには、第三国との関係において適法であるような事由が必要であると考えますが、国際法上、有するどのような権利によりそれが第三国に対して適用されることになるのか、お示しいただきたいのであります。

また仮に、朝鮮有事の際に周辺事態と認定して船舶検査を行う場合、国連決議があるうがなろうが、この法案では強制措置をとることができないために、当該船舶が検査を拒否すれば、船舶検査は一切できないことになっております。

周辺事態、すなわち、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態であるにもかかわらず、逃走に際して武器使用の権限すら認められておりません。先般、北朝鮮の工作船が侵入して逃走した事件の際に我が国自衛隊が行ったような、警察官職務執行法を準用しての威嚇射撃すらできないような法律で、国民の安全と権利を守ることができるとは、どうでしょうか。

防衛庁長官、あなたの部下の自衛官に十分な権限も与えないで、自衛官の手足を縛りながら、船舶検査活動を命ずることができるとは、防衛庁長官の責任ある御答弁を求めます。

「国大なりといえども戦を好まば必ず滅ぶ、国安らかなりといえども戦を忘れば必ず危うし」と言ったのは、元連合艦隊司令長官の山本五十六元帥でありました。自由党は、日本の平和と安全を守るため、今後とも全力を尽くしてまいることと申し述べ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣虎島和夫君登壇)
○国務大臣(虎島和夫君) 国連のあらゆる平和活動に参加して活動することは憲法上認められるのではないかとお尋ねですが、防衛庁としては、我が国自身の平和と安全を維持するのみならず、国連を中心とする国際平和のための努力に対し、憲法の枠内で貢献することが必要と考えており、このような観点から、今後の国会の御審議等を踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。

国連の平和活動に積極的に参加すべきであるというお尋ねですが、国連を中心とする国際平和の

ための努力に対し、憲法の枠内で貢献することが必要と考えておられることは、今申し上げたとおりであります。国連の平和活動への一層の協力につきましては、国会はもとより、国民各位の御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

我が国の船舶検査活動について、他国と同様の活動とすべきとの御指摘ですが、いわゆる船舶検査は、経済制裁の実効性を確保する目的で各国の主體的な判断によりその具体的な実施内容が定められる性格のものであり、諸外国が実施する活動が必ずしも一致するものではありません。我が国としては、強制的な措置をとらなくとも、これまでの諸外国によるいわゆる船舶検査の活動実績にもかんがみ、本法律案に規定されている範囲内の態様で船舶検査活動を有効に行い得るものと考えております。

船舶検査活動の実施に当たって適用される国際法規についてのお尋ねですが、国連決議がない場合にいわれる船舶検査を実施するには、国際法上の旗国主義の原則との関係から、対象船舶の旗国の同意を得ることが必要であります。

他方、船舶検査の実施の態様については、各国の判断により定められる性格のものであり、国連決議がある場合ない場合を問わず、その態様を定める国際法規があるわけではありません。

次に、第三国に対する船舶検査についてのお尋ねですが、仮に二国または多国間で国際約束を結んで船舶検査を実施する場合、当該国際約束の当事国以外の国の船舶に対して検査を行うには、国際法上の旗国主義の原則との関係から、本法律案に従って、別途当該国の旗国の同意を得ることとなる

ります。

本法律案において強制措置をとらないことについてお尋ねがありました。

船舶検査は、経済制裁の実効性を確保するために、各国がみずからの判断で一定の措置をとるものであり、こうした船舶検査が行われること自体、経済制裁を実効的なものとする上で極めて重要なものであります。

さらに、これまでの各国による船舶検査実績によれば、警告射撃等が行われたケースは極めてまれであることから、本法律案に規定されている範囲内で船舶検査活動を有効に行うことが可能であり、我が国の平和及び安全の確保に資するものと考えております。

以上であります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)
○副議長(渡部恒三君) 山口富男君。

(山口富男君登壇)
○山口富男君 日本共産党を代表して、船舶検査法案について質問いたします。

本法案は、アメリカがアジアで起こす紛争、いわゆる周辺事態で、経済制裁の厳格な実施を理由に、国連安保理決議がなくても自衛隊がアメリカの経済制裁のための臨検に参加し、協力できるようにするものであります。

まずお聞きしたいのは、自衛隊の船舶検査活動を可能とする法律をつくる動機は何かという点であります。

九四年、アメリカは、いわゆる北朝鮮の核疑惑の際、北朝鮮に対する経済制裁を実施しました。そして、経済制裁を実効あらしめることを口実

に、多国籍軍による軍事制裁を模索し、我が国に対し、軍事制裁への協力を要求してまいりました。これを契機に、周辺事態において自衛隊が船舶検査活動などの軍事制裁に協力することを可能にする法律の検討が始まりました。これが本法案の出発点ではありませんか。

昨年五月の周辺事態法の強行以後、アジアと朝鮮半島の情勢は一変いたしました。南北首脳会談が開かれ、自主的、平和的統一への平和の流れが大きく進展しました。米朝関係も、アメリカ国防長官の訪朝など、予想を超える勢いで進展しております。安全保障対話を目指すASEAN地域フォーラムには、北朝鮮、中国を含む東アジアのすべての国々が参加し、アジアの平和の流れを加速しております。

このような平和の流れの中で、なぜ周辺事態法を補強する船舶検査法案が必要なのか。中国の国防報告は、周辺事態法を、時代に背いたものと厳しく批判しております。船舶検査法案は、まさにアジアの平和の流れに逆行するものではありませんか。明確にさせていただきたいのであります。

本法案は、国連安保理決議がなくても、旗国の同意すなわち船舶が所属する国の同意があれば、経済制裁を強化するための自衛隊の船舶検査活動を認めることを最大の特徴にしております。

船舶検査活動はもとより周辺事態法に含まれていたものでありますが、政府は、船舶検査活動が実際に発動されたケースは、いずれにせよ国連安保理の決議を前提として行われていると答弁していたのであります。もとより、国連決議があるからといって自衛隊の船舶検査活動を初めとする軍

事活動は憲法上許されるものではありません。しかし、政府自身の言明からして、なぜ今回、国連安保理決議がなくても自衛隊が船舶検査活動を行うことができるのでしょうか。明確な答弁を求めるものです。

しかも、法律が規定する船舶検査について、国連安保理決議以外にこれを容認する国際法上の根拠は、どこを探してもないのであります。昨年の周辺事態法の審議で、当時の高村外務大臣は、国際法上どのような性格かと言われてもなかなか難しいと答弁しましたが、国連決議がないもとの船舶検査活動の国際法上の根拠はどこにあるのですか。条約的な根拠があるというなら具体的に示していただきたい。

アメリカ政府は、国連安保理決議がなくても、アメリカの国益に反する行為と判断した場合、独自の経済制裁を実施し、これを厳格に実施するために軍事力をもって制裁を強化する方針を明確にしております。二〇〇一年度のアメリカ国防報告でも、アメリカに敵対する地域連合や覇権国が出現した場合には軍事力を使用する政策を内外に明らかにしております。アメリカが日本政府に対しこのような経済制裁の武力による強化を要求した場合、旗国の同意があればこれを認めるのですか。

しかも政府は、旗国の同意の中には黙示的同意もあると説明しています。黙示的同意とは何ですか。また、明確な同意なしに、どうして制裁国の判断で経済制裁の厳格な実施を確保するとして武力による強制を含む活動がとれるのですか。明確にしたいのであります。(拍手)

本法案において、安保理決議がなくても旗国の同意によって船舶検査を可能とすることは、アメ

リカが行う経済制裁において日米共同の軍事強制活動を行うことに道を開くものであることは明らかであり、断じて認められません。

次に、自衛隊の船舶検査活動と米軍の軍事活動への後方地域支援についてであります。

法案は、自衛隊の船舶検査活動の態様について、自己の存在の顯示とか、航路などの変更の要請とか、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機などを挙げています。

自己の存在の顯示とは何ですか。これは自衛隊の艦船が民間船舶に対し威嚇を行う軍事行動ではないのですか。また、進路前方における待機とは何ですか。民間船舶を停船させるための進路妨害活動ではないのですか。航路変更の要請とは単なる要請のですか。従わなくてもよいのですか。具体的に説明していただきたい。

法案が、船舶検査活動の危険性を薄めようと不明確な文言を使おうとも、湾岸戦争において米軍が行った船舶検査活動を見れば、その危険性は明白であります。

アメリカは、九一年の湾岸戦争で、国連安保理決議のもとで、イラクに向かう民間船舶九百六十四隻に対し、船舶検査を行いました。アメリカの軍艦は、民間船舶に停戦命令を発し、拒否した船舶に対してはテークダウン、つまり完全武装の特殊部隊がヘリコプターで乗り込み、強制的に停船を行いました。米国防総省の湾岸戦争報告は、船舶検査活動が戦闘行動に発展しかねない危険な活動だと指摘しております。また、実弾による威嚇はもとより、米軍艦船が高速のまま船舶の前方を横切り、停船を強制させる活動も行いました。船舶検査活動とは、まさにこのような軍事行動であ

ります。

自衛隊は、この米軍の強制的な船舶検査活動に対しても後方地域支援を行うのですか。明確にしたいと思いますが。

政府は、今回の法案では警告射撃は含まないから武力行使はないと説明しています。しかし、自己の存在の顯示による威嚇行動や進路前方における待機という強制的な停船活動が、武力による威嚇または武力の行使に当たらないとも言えるのですか。

日本政府は、自衛隊が船舶検査活動を行うため停船命令を行ったが船舶の航行をとめることはできなかった場合、そのまま船舶が去っていくのは仕方がないなどと言いますが、そのようなことを米軍が容認するとも言えるのですか。

しかも、法案では、米軍と自衛隊は混交して行われないよう明確に区別するとしています。米軍は武力行使を主体とする船舶検査活動を行い、自衛隊は、停船命令をするが航路変更については要請や説得であり応じない場合は仕方ない、こういうことが通用しないことは明白ではありませんか。

自衛隊が、米軍と一体となって軍事行動である船舶検査活動に乗り出すことは明白であります。だからこそ、武器使用規定を盛り込んでいるのはありませんか。答弁を求めます。

最後に、周辺事態法の成立以来、周辺事態を想定した日米共同演習が強化され、周辺事態における日米の戦争指導体制である調整メカニズムが立ち上げられ、自治体と民間を戦争協力に動員するマニュアルがつくられるなど、周辺事態法の発動体制づくりが進められています。その上に船舶検査

査法をつくり、周辺事態法を補強することは、アジアの平和の流れに真つ向から反するものであり、断じて容認できません。

本法案の廃案を要求して、質問を終わります。
(拍手)

(國務大臣河野洋平君登壇)

○國務大臣(河野洋平君) 船舶検査活動法案は、日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための国内法整備の一環として国会に提出したものであります。本法案に基づき行われる船舶検査活動は、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である周辺事態に際し、我が国が参加する経済制裁の厳格な実施を確保するためのものであります。

確かに、アジアには緊張緩和の動きが見られることも事実であります。しかし、全体的に見て不透明性というものはまだ残っているわけでございます。政府としては、これまで国会で審議されてきた周辺事態への対応のための法整備を完了させるべく、本法律案を国会に提出したものであります。

なお、本法律案は、日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための他の法整備と同様、特定の事態を念頭に置いたものではありません。

この法案において、国連安保理決議に基づく場合のほかに、旗国の同意を得た場合においても船舶検査活動の実施を可能としたのは、これまでの国会での御審議や与党間の協議をも踏まえまして、政府としても、周辺事態に際し、何らかの事情により国連安保理決議が採択されないような状況においても、我が国が参加する経済制裁の実効性を確保するために船舶検査活動を実施すること

が必要であると判断される場合にも対応し得ることに必要があると考えたからであります。

船舶検査活動を実施する場合に国際法上必要とされるのは、旗国の同意を得ることであり、本法案に基づいて行われる船舶検査活動は、国連安保理決議がない場合にも対象船舶の旗国の同意を得て行われるものであることから、国際法上の問題はあります。

アメリカの要求があれば、経済制裁の武力による強化に応ずるのかとの御質問でありました。本法案は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺事態に際し、国際社会がその協調行動として経済制裁措置を実施している場合に、国連安保理決議に基づき、または旗国の同意を得て船舶検査活動を行うことを要件とするものであります。また、本法案に基づく活動が、武力の行使または武力による威嚇に当たるものでないことは当然であります。

旗国の同意についてお尋ねがありました。具体的な状況を離れてお答えするのは困難であります。また、あえて一般論として申し上げれば、対象船舶の旗国が我が国による検査に同意していると判断される場合には、船舶検査活動を行って、国際法上、当該旗国との関係では問題がないと考えられます。また、本法案に基づく活動が、武力行使または武力による威嚇に当たらないことは当然であります。

(國務大臣虎島和夫君登壇)

○國務大臣(虎島和夫君) 船舶検査活動の態様についてお尋ねがありました。

まず、「自己の存在の顯示」とは、本法律案別表三中の項以下の活動、すなわち、船舶の名称等の

照会等を行う前提として、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊の存在を示すこととあります。

次に、「進路前方における待機」とは、検査対象船舶の停止と所要の進路変更の取得を行うため、必要な限度において、予想される検査対象船舶の進路前方においてあらかじめ待機を行い、進路変更を要請することであり、船体で行く手を阻止するというものではありません。

また、「航路等の変更の要請」とは、検査対象船舶に対し進路変更という行為をとるよう求めることとであり、検査等に応ずる義務を負わせるものではありません。

船舶検査活動が強制的な軍事行動ではないかとお尋ねがありました。

これまでに実施された諸外国によるいわゆる船舶検査の内容については、船舶検査活動の実施を要請する国連安保理決議の文言以外に具体的に定められているものはなく、各国は各国の判断に基づきいわゆる船舶検査を行ってきていることから、一概に申し上げることは困難であります。

ただし、これまでの諸外国による活動実績によれば、警告射撃等が行われたケースは極めてまれであり、本活動が戦闘行動に発展しかねない危険な活動との御指摘は当たらないと考えております。

米軍に対する後方地域支援についてお尋ねがありました。

本法律案においては、自衛隊の部隊等が、船舶検査活動の実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍の部隊等に対して、後方地域支援を行うことができる旨、規定しております。

本法律案に基づく船舶検査活動の態様が、武力の行使、または武力による威嚇に当たるのではないかとのお尋ねがありました。

まず、本法律案に基づく船舶検査活動は、検査対象船舶に対し強制的に検査等を行うものではありません。

また、憲法第九条の武力の行使とは、我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為と定義されており、また、憲法が禁ずる武力による威嚇とは、一般的には、現実には武力の行使をしないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思なり態度を示すことによって相手国を威嚇することとされており、

本法律案に基づく船舶検査活動は、制裁対象国との関係を含め、この意味における武力の行使、または武力による威嚇に当たるものではなく、憲法上問題となることはありません。

検査対象船舶が検査を無視した場合の対応と米軍との関係についてお尋ねがありました。

本法律案に基づく船舶検査活動は、他国の検査活動と明確に区別された海域において、我が国自身の主體的な判断に基づき一連の検査活動を行うものであります。

また、我が国としては、仮に検査対象船舶が検査を無視し、あるいは逃走するような場合には、法案別表に規定される具体的行為を適切に組み合わせること等により、このような船舶に対処することとなります。

なお、諸外国によるこれまでの検査対象船舶への検査等の実績等にかんがみれば、検査対象船舶が、あくまで検査等を無視し、あるいは逃走するケースは極めて例外的な場合であります。

船舶検査活動の実施の態様と米軍との関係についてお尋ねがありました。

本法律案に基づく船舶検査活動は、他国の検査活動と明確に区別された海域において、我が国自身の主体的な判断に基づき必要な一連の検査活動を行うものであり、我が国としては法案別表に規定される態様の行動をとるものであります。

船舶検査活動における米軍との関係についてお尋ねがありました。

本法律案に基づく船舶検査活動は、他国の検査活動と明確に区別された海域において、我が国自身の主体的な判断に基づき必要な一連の検査活動を行うものであり、我が国としては法案別表に規定される態様以外の行動をとることはありません。

なお、本法律案における武器の使用は、いわば自己保存のための自然権的権利といふべきものであり、必要最小限の武器使用を規定しているものであります。

以上であります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 東門美津子君。

(東門美津子君登壇)

○東門美津子君 社会民主党の東門美津子でございます。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま趣旨説明のありました周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案に関連する問題について、本来なら総理にお伺いしたいところですが、出席しておられませんが、外務大臣並びに防衛庁長官に質問いたします。

昨年のガイドライン関連法審議の過程で、船舶

検査活動に関する部分は削除されました。これにはさまざまな事情があったものとはいえ、そのときに絶対に必要なものならば削除されるようなことはなかったはずで、すなわち、当時でさえ、船舶検査活動に関する法整備は不要不急のものであったと言えるでしょう。あれから一年半、我が国を取り巻く国際情勢は大きく変化しており、その意味があるのかどうかという観点から質問させていただきます。

まず、東アジア情勢に対する政府の認識についてお伺いいたします。

昨年のガイドライン関連法審議の時点では、北朝鮮は、ミサイル発射問題、不審船問題などで我が国と緊張関係にあり、東アジア地域における不安定要因となっており、本年六月、金大中大統領と金正日朝鮮民主主義人民共和国総書記によって史上初の首脳会談が行われて以降、日朝国交正常化交渉の再開、欧州各国との国交樹立に向けた動き、さらにはオルブライト米国务長官が訪朝し、米朝、北朝鮮双方が関係改善の動きを模索するなど、これまでに考えられなかった事態が進行しております。

また、近年、我が国と中国との間で懸念材料となっていた、中国による我が国周辺地域における海洋調査船の活動問題については、八月の日中外交合意において、相互事前通報制度の枠組みづくりに着手することと一致し、さらには十月の森総理と朱鎔基首相との日中首脳会談で、この枠組みづくりを加速することで合意するなど、我が国を取り巻く東アジア情勢は以前と比べ好転したように感じられます。

外務大臣は、このような東アジア地域における緊張緩和の動きをどのように認識しておりますか。

関連して、先日行われました日朝国交正常化交渉の進捗状況についてお尋ねいたします。

南北首脳会談以降の流れの中で、今回の日朝国交正常化交渉においても何らかの進展があるものと期待されておりました。政府は、この交渉過程及び結果について、北朝鮮側の要望により公表できないとしていますが、報道などで見る限り、過去の清算について双方の意見が折り合わず、議論は平行線のまま終わってしまったのは残念なことです。拉致問題、過去の清算問題など難しい問題を抱えておりますが、一日も早く国交正常化が実現するように努力していただきたいと思っております。

今後の交渉に向けての政府の方針について、外務大臣にお伺いいたします。

このような東アジア地域における緊張緩和の動きにもかかわらず、新たな在日米軍駐留経費負担特別協定が、以前とほとんど変わらない形で締結されようとしています。我が党は、先ほどの特別協定採決に反対いたしました。時代の変化を全く反映せず、他国に見られない巨額の財政負担を行い、基地の固定化につながる特別協定を、なぜ今締結しなければならぬのでしょうか。外務大臣の御見解をお伺いいたします。

在日米軍にとって居心地のよい条件となる特別協定の締結は、沖縄県民が求めている基地の整理縮小の方向とは全く逆の新たな基地の押しつけにも関連しています。そこで、普天間代替施設についてお伺いいたします。

十月三日の代替施設協議会において、米軍普天

間飛行場の代替施設をめぐる協議は、基地使用協定などに関する話し合いの場が設置されるということで、政府と県、名護市による共同歩調体制は維持されることとなりましたが、移設作業の重要なポイントになる十五年使用期限問題の進展はななく、政府は地元要望に最大限配慮する姿勢を示すにすぎませんでした。十五年使用期限問題では、県、名護市ともに、あらゆる機会で主張するとの姿勢を変えておりませんが、一方の米軍側も使用期限設定には否定的な姿勢を崩していません。

外務大臣にお尋ねいたします。十五年使用期限問題に決着をつけないまま工事に着手する可能性はあるのでしょうか。

次に、船舶検査活動法案の内容についてお尋ねいたします。

今回の船舶検査活動法案においても、周辺事態に対応して船舶検査活動を行うことになっております。この周辺事態については、昨年のガイドライン関連法案の審議でも、地理的な概念ではなく、事態の性質に着目した概念であるとして、とうとうその適用範囲が明らかにされませんでした。安保条約第六条は、米軍が日本の基地を使用して戦闘行動のできる範囲を極東に限定しております。なぜ周辺事態も極東の範囲であると明言できないのでしょうか。結局のところ、我が国には周辺事態を判断する権限はなく、米朝が日本の協力を求めることが必要であると考えたところはすべて周辺事態とされてしまうのではないのでしょうか。防衛庁長官の見解をお伺いいたします。

また、船舶検査活動法案では、第二条において、「我が国領海又は我が国周辺の公海において我が国が実施するもの」とされておりますが、この

「我が国周辺の公海」はどこまでなのか、明らかにできません。防衛庁長官にお伺いいたします。

船舶検査活動は経済制裁の実効性を確保するための日本の軍艦による活動であり、制裁をされている国から見れば敵対的な行動であることに変わりはありません。法案では、船舶検査活動の対象から軍艦等は除かれていますが、相手国が船舶検査を阻止するために軍艦を出動させてくることは当然考えられることではないでしょうか。

また、法案では「自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要がある」と認める理由がある場合「に」武器の使用を認めています。自衛のため必要最小限の武器使用であっても、そこから大きな紛争に発展するおそれがあることは過去の歴史が証明しています。船舶検査を行うことによって我が国が戦争に巻き込まれることは絶対にないと断言できるのですか。外務大臣にお伺いいたします。

昨年のガイドライン関連法案審議において、政府は、国連安保理決議に基づく船舶検査は、国連憲章第四十一条に基づきいかなる経済制裁が実施されている場合において、その実効性を確保するため国連安保理決議を根拠に行われる集団安全保障の一環であり、集団的自衛権の行使とは違う旨の答弁をしていますが、今回の法案では、国連安保理決議に基づかない船舶検査も行えるようになっていています。国連安保理決議という根拠がない場合、集団安全保障の一環とは言えないのではないのでしょうか。これは、周辺事態の定義のあいまいさと相まって、なし崩しに集団的自衛権行使に踏み込むことにはならないのですか。防衛庁長

官の見解をお伺いいたします。

このように、法案の内容自体にもいろいろ問題がありますが、最も問題なのは、現在、東アジアにおいて、船舶検査を行わねばならないような問題のある国がどこにあるかということです。東アジア情勢が大きく変化したのは既に述べたとおりです。このような情勢の中で、国民に必ずしも受け入れられているとは言えないこの法案をなぜ今提出しなければならないのでしょうか。今この法案を提出することにより、我が国の平和と安全の確保に資するよりも、むしろ周辺諸国の疑心を招き、東アジア情勢の不安定化に資することになるのではありませんか。東アジア諸国はこの法案をどのように受けとめているとお考えですか。外務大臣の認識をお伺いいたします。

最近、国連平和維持活動協力法の中で凍結されているPKF本体業務を解除しようという動きが見られます。しかし、本体業務を解除する場合、武器使用が問題となります。

武器使用は、自己または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命または身体を防護するための必要最小限のものに限るとされていますが、最近の実情を見ますと、PKF本体業務は、武器を使用せざるを得ない状況に巻き込まれる可能性が大きいと言わざるを得ません。現在、PKO法の本体業務には含まれていない警護任務や国連施設の防護を本体業務に規定しようという動きもあります。なぜそのような武器使用の可能性のある業務に参加することを急ぐのでしょうか。先に実績をつくって憲法改正につなげようという意図が感じられてなりません。

国際の平和と安全のために、我が国に対しても

人的貢献が大きく求められていることは事実です。しかし、我が国が行うべき貢献は、武器使用につながりかねないPKF本体業務ではなく、警察官、文民、NGO等による人的貢献を可能な限り行うことではないでしょうか。我が国のPKO協力のあり方について、外務大臣の見解をお伺いいたします。

さきに述べましたように、緊張緩和へ向けて動きつつある東アジアの中で、時代の変化を反映しない特別協定を締結し、戦争協力につながる船舶検査法を制定し、武器使用につながるPKF本体業務への参加を急ぐことは、東アジアの緊張緩和と逆行する動きであり、周辺諸国に対して間違ったメッセージを与えかねません。平和憲法を持ち、広島、長崎という最初の悲惨な被爆の経験を持つ我が国は、このような手法ではなく、あくまでも平和と外交を通じた努力により、アジア太平洋地域の平和と安定に貢献すべきです。

また、最近、憲法を改正し、集団的自衛権行使を可能にしようとする動きもありますが、日本国憲法の平和理念は、二十一世紀を迎える今こそ、世界に拡大すべきです。

平和と外交の推進と憲法の平和理念の世界的拡大について外務大臣の見解をお伺いして、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇〕

○国務大臣(河野洋平君) 我が国が位置する東アジア地域では、近年、相互依存の進展を背景とした、域内各国間の対話、交流の進展という好ましい動きが見られることは、事実でございます。

また、朝鮮半島において、緊張緩和に向けた努力がなされていることも御指摘のとおりでございます。

ますが、しかし、きょう現在、依然として不透明、不確実な要素も残っているということも考えなければならぬと思います。

日朝国交正常化交渉についてお尋ねでございますが、我が国政府は、これまで同様、韓国、アメリカ両国との緊密な連携のもとで、北東アジアの平和と安定に資する形で、第二次世界大戦後の日朝間の不正常な関係を正していくとの基本方針のもと、国交正常化交渉に取り組んでいく考えであります。

同時に、政府としては、そのような対話の場を通じて、拉致問題やミサイル問題を初めとする日朝間の諸懸案の解決に向けて全力を傾ける所存であります。

在日米軍駐留経費負担に関する新たな特別協定についてお尋ねがございました。

政府としては、冷戦終結後も、アジア太平洋地域において、先ほども述べましたように、依然として不安定性、不確実性が存在していること、及びアメリカが国際的な平和と安全のためにグローバルな役割を果たしており、また、我が国が国際社会の一員としての役割をみずから積極的に果たしていくことが必要であること、及び日米両国を取り巻く経済情勢といった要素を総合的に勘案の上、新たな特別協定を締結することが適当であるとの判断を改めて行った次第であります。

代替施設の建設について、地域の住民生活や自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うとの基本方針のもとで、閣議決定に従い、今後、代替施設協議会などを通じて、基本計画の策定などに取り組んでまいりたいと考えており、また、御指摘の使用期限の問題につきまし

ても、同閣議決定に従い、適切に対処してまいりたいと考えております。

国際法における武力の行使に関する問題についてお尋ねがございました。船舶検査活動に起因して、我が国が戦争に巻き込まれるのではないかとのお尋ねでございました。

本法案に基づく活動は、周辺事態に際して、国際社会がその協調行動としての経済制裁を実施している場合に、国連安保理決議に基づき、または検査対象船舶の旗国の同意を得て実施する活動であります。これは、国際法上も適法な活動であり、戦闘行為と評価されるものではなく、このような活動に対して武力攻撃が行われることは、通常想定はできません。

周辺国の見方についてお尋ねがございました。周辺国につきましては、韓国、中国、ロシアに対しまして、本法案について説明をしておりますが、現在まで、これらの国から懸念が表明されたという報告はございません。

先ほども御答弁を申しましたが、東アジア地域におきます緊張緩和に向けた動きはございますが、依然として不確実な要素が存在をいたしております。船舶検査活動法案は、日米安保体制の信頼性の向上に資するものであり、我が国及び地域の平和と安定に寄与するものと考えております。

憲法についてお尋ねがございました。

戦後、我が国は、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないとの基本理念を掲げてまいりました。私としても、かかる方針のもと、世界の平和と安定のために積極的に貢献してまいりたいと考えております。(拍手)

(國務大臣虎島和夫君登壇)

○國務大臣(虎島和夫君) 周辺事態の地理的範囲及びその判断についてのお尋ねですが、周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態であり、ある事態が周辺事態に該当するか否かについては、我が国政府が主體的に判断するものであります。

また、周辺事態が生じ得る地域はあらかじめ地理的に特定することはできず、また、日米安保条約上の概念である極東と周辺事態の地理的な関係を一概に論ずることはできません。

本法案第二条の「我が国周辺の公海」の範囲についての御質問ですが、これは、周辺事態に際し、我が国が船舶検査活動を実施する地域のうち、我が国領海を除く部分であります。

船舶検査活動と集団安全保障及び集团的自衛権の行使との関係についてのお尋ねがありました。

集団安全保障とは、平和に対する脅威等が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対して適切な措置をとることにより、平和を回復しようとする概念です。

本法律案に基づき旗国の同意を得て行う船舶検査活動の内容は、個別の事例ごとに異なるものであり、集団安全保障の概念との関係を一概に申し上げることは困難であります。

他方、集团的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていなくてもかわらず実力をもって阻止する権利をいうものであって、我が国が実施する船舶検査活動は、このような集团的自衛権の行使につながることはありません。

以上であります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

出席國務大臣

外務大臣	河野 洋平君
農林水産大臣	谷 洋一君
通商産業大臣	平沼 赳夫君
建設大臣	扇 千景君
國務大臣	堀屋 太一君
國務大臣	統 訓弘君
國務大臣	虎島 和夫君

出席政務次官

防衛政務次官	仲村 正治君
--------	--------

○議長長の報告

(議席変更)

一、昨八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二九	山内 恵子君
三〇	重野 安正君
三一	山口わか子君
三二	辻元 清美君
三三	瀬古由起子君
六八	土田 龍司君
六九	山田 正彦君

七〇	高木 陽介君
七二	井上 和雄君
一二五	手塚 仁雄君
一二六	鎌田さゆり君
一二七	小林 憲司君
一二八	加藤 公一君
一二九	大谷 信盛君
一三〇	松野 頼久君
一三一	長妻 昭君
一三二	前田 雄吉君
一三三	松本 剛明君
一三四	江崎洋一郎君
一三五	山村 健君
一三六	小泉 俊明君
一三七	大島 敦君
一三八	松原 仁君
一三九	阿久津幸彦君
一四〇	三村 申吾君
二〇七	左藤 章君
二〇八	岩倉 博文君
二〇九	山井 和則君
二一〇	武正 公一君
二一一	伴野 豊君
二一二	水野 賢一君
二二三	奥谷 通君
二二四	牧 義夫君
二二五	鈴木 康友君
二二六	後藤 斎君
二二七	渡辺 博道君
二二八	田中 和徳君
二二九	後藤 茂之君
二三〇	山内 功君

三二一	山口 壯君
三二二	平岡 秀夫君
三二四	馳 浩君
二七七	宮澤 洋一君
二七八	三ッ林隆志君
二七九	福井 照君
二八〇	梶山 弘志君
二八一	小島 敏男君
二八二	林田 彪君
二八三	岡下 信子君
二八四	倉田 雅年君
二八五	岩崎 忠夫君
二八六	桜田 義孝君
二八七	吉川 貴盛君
二八八	渡辺 喜美君
二八九	佐藤 勉君
二九〇	下村 博文君
二九一	野田 聖子君
二九二	熊谷 市雄君
二九三	中野 清君
二九四	大野 松茂君
二九五	松本 和那君
二九六	吉田六五門君
三二六	古賀 正浩君
三二七	笹川 堯君
三二八	杉山 憲夫君
三三一	高木 毅君
三三二	松島みどり君
三三三	松野 博一君
三三四	中本 太衛君
三三五	森岡 正宏君
三三六	菱田 嘉明君

三六七	林省之介君
三六八	谷田 武彦君
三六九	松宮 勲君
三七〇	木村 隆秀君
三七一	新藤 義孝君
三七二	大村 秀章君
三七三	下地 幹郎君
三七四	河野 太郎君
三七五	西野あきら君
三七六	竹本 直一君
三七七	渡辺 具能君
三七八	嘉数 知賢君
三七九	岩永 峯一君
三八〇	奥山 茂彦君
四三三	後藤田正純君
四三六	小淵 優子君
四三七	増原 義剛君
四三八	小泉 龍司君
四三九	西川 京子君
四四〇	竹下 亘君
四四一	山本 明彦君
四四二	吉野 正芳君
四四三	小西 哲君
四四四	棚橋 泰文君
四四五	田村 憲久君
四四六	木村 太郎君
四四七	岩屋 毅君
四四八	宮腰 光寛君
四四九	平沢 勝栄君
四五〇	今村 雅弘君
四五一	望月 義夫君
四五二	阪上 善秀君

(理事補欠選任)
一、去る七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
内閣委員会
理事 塩田 晋君 (理事塩田晋君去る七日委員辞任につきその補欠)
安全保障委員会
理事 桑原 豊君 (理事田並胤明君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)
科学技術委員会
理事 樽床 伸二君 (理事近藤昭一君去る七日理事辞任につきその補欠)
一、昨八日、労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 五島 正規君 (理事城島正光君昨八日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 補欠
熊谷 市雄君 山本 明彦君
中田 宏君 生方 幸夫君
山花 郁夫君 山田 敏雅君
白保 台一君 若松 謙維君
塩田 晋君 佐藤 公治君
松本 善明君 矢島 恒夫君
植田 至紀君 原 陽子君
山本 明彦君 熊谷 市雄君

農林水産委員
生方 幸夫君 中田 宏君
山田 敏雅君 山花 郁夫君
若松 謙維君 白保 台一君
佐藤 公治君 塩田 晋君
矢島 恒夫君 松本 善明君
原 陽子君 植田 至紀君
農林水産委員
辞任 補欠
後藤田正純君 中本 太衛君
岩國 哲人君 後藤 斎君
長浜 博行君 山口 壯君
山口わか子君 日森 文尋君
中本 太衛君 後藤田正純君
後藤 斎君 岩國 哲人君
山口 壯君 長浜 博行君
日森 文尋君 山口わか子君
安全保障委員
辞任 補欠
山口 富男君 大森 猛君
大森 猛君 山口 富男君
科学技術委員
辞任 補欠
佐藤 敬夫君 城島 正光君
懲罰委員
辞任 補欠
羽田 孜君 佐藤 敬夫君
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 補欠
保坂 展人君 植田 至紀君
植田 至紀君 保坂 展人君

外務委員

辞任

嘉数 知賢君

川崎 二郎君

高村 正彦君

下地 幹郎君

中山 太郎君

牧野 隆守君

木下 厚君

藤井 裕久君

日森 文尋君

倉田 雅年君

砂田 圭佑君

竹下 巨君

根本 匠君

吉田 幸弘君

鮫島 宗明君

東門美津子君

大野 松茂君

大村 秀章君

中塚 一宏君

農林水産委員

辞任

逢沢 一郎君

岩國 哲人君

佐藤謙一郎君

津川 祥吾君

永田 寿康君

漆原 良夫君

松本 剛明君

釘宮 磐君

岩永 峯一君

鈴木 康友君

補欠

大野 松茂君

吉田 幸弘君

竹下 巨君

倉田 雅年君

砂田 圭佑君

根本 匠君

鮫島 宗明君

中塚 一宏君

東門美津子君

大村 秀章君

中山 太郎君

高村 正彦君

牧野 隆守君

川崎 二郎君

木下 厚君

日森 文尋君

嘉数 知賢君

下地 幹郎君

藤井 裕久君

補欠

岩永 峯一君

松本 剛明君

山井 和則君

鈴木 康友君

山内 功君

青山 二三君

釘宮 磐君

岩國 哲人君

逢沢 一郎君

津川 祥吾君

商工委員

辞任

新藤 義孝君

山口 泰明君

大谷 信盛君

大島 章宏君

塩川 鉄也君

後藤田正純君

岡下 信子君

木村 隆秀君

小泉 俊明君

小林 憲司君

石井 郁子君

田村 憲久君

城島 正光君

砂田 圭佑君

島 聡君

吉田 幸弘君

生方 幸夫君

武正 公一君

後藤 斎君

伊藤 公介君

野田 毅君

平野 博文君

今野 東君

木村 太郎君

西川太一郎君

武正 公一君

後藤 斎君

伊藤 公介君

後藤 斎君

武正 公一君

平野 博文君

補欠

木村 隆秀君

後藤田正純君

小林 憲司君

小泉 俊明君

石井 郁子君

岡下 信子君

山口 泰明君

新藤 義孝君

大島 章宏君

大谷 信盛君

塩川 鉄也君

田村 憲久君

砂田 圭佑君

島 聡君

吉田 幸弘君

生方 幸夫君

田村 憲久君

城島 正光君

伊藤 公介君

後藤 斎君

武正 公一君

西川太一郎君

木村 太郎君

今野 東君

平野 博文君

武正 公一君

後藤 斎君

伊藤 公介君

後藤 斎君

武正 公一君

平野 博文君

懲罰委員

西川太一郎君

山本 幸三君

古賀 誠君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

特別委員

西川太一郎君

山本 幸三君

古賀 誠君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

警察法の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

著作権等管理事業法案

民事再生法等の一部を改正する法律案

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案

望月 義夫君

吉川 貴盛君

岩國 哲人君

武山百合子君

谷本 龍哉君

西川太一郎君

小池百合子君

平井 卓也君

荒井 広幸君

小坂 憲次君

鍵田 節哉君

中井 治君

村井 仁君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第一五号) 商工委員会 付託

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)(参議院送付)

労働委員会 付託

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案(近藤昭一君外三名提出、衆法第八号)

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(内閣提出第七号)

以上二件 科学技術委員会 付託

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十二年十一月七日

安全保障委員長 高木 義明

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十二年十一月七日

科学技術委員長 古賀 一成

衆議院議長 綿貫 民輔殿

一、労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十二年十一月八日

労働委員長 大石 正光

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣官房報償費の支出に関する再質問主意書(金田誠一君提出)

秘密漏洩の構成要件に関する質問主意書(金田誠一君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出外務省秘密文書の漏洩問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出SACOと技術支援グループ等との関連に関する質問に対する答弁書

平成十二年十月十二日提出

質問 第一一一号

外務省秘密文書の漏洩問題に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

外務省秘密文書の漏洩問題に関する質問主意書

意書

先に提出した質問主意書に対する政府答弁書(衆議院議員金田誠一君提出我が国官庁の秘密保全体制に関する質問に対する答弁書)平成十二年八月八日答弁)は、外務省の秘密文書が元公安調査官に流出し、その内容が著書によって暴露されたことを認めながら、流出の経緯については不明という無責任な答弁に終始しているのだから質問する。

一 外務省における秘密保全のための規則について以下の点を明らかにされたい。

1 該当する全ての規則のタイトル、発簡番号、制定年月日。

2 右の中で法令に基づきその内容を公表できないものがあれば、そのタイトルと公表できないその根拠となる法令。

3 法令に基づきタイトル、発簡番号、制定年月日すら公表できないものがあればその件数と公表できないその根拠となる法令。

二 公安調査庁における秘密保全のための規則について以下の点を明らかにされたい。

1 該当する全ての規則のタイトル、発簡番号、制定年月日。

2 右の中で法令に基づきその内容を公表できないものがあれば、そのタイトルと公表できないその根拠となる法令。

3 法令に基づきタイトル、発簡番号、制定年月日すら公表できないものがあればその件数と公表できないその根拠となる法令。

三 今回、外務省の秘密資料である「信号情報SINGINTの世界」(外務省国際情報局作成)及び「インテリジェンス読本」(同右)が流出したことに関し、「刑事訴訟法」第二百三十九条第二項

に基づき「その職務を行うことにより犯罪がある」と思料するときは、告発をしなればならぬ「官吏又は公吏全ての官職と氏名を明らかにされたい」。

四 刑事訴訟法第二百三十九条第一項は、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができると定めている。そこで以下の点を明らかにされたい。」

1 この条項に基づく告発は、国家公務員法第百九条第十二号に該当する事項に関しても可能と考えるが念のため確認する。

2 1における告発が可能であれば、その具体的手続について明らかにされたい。

内閣衆質一五〇第一号

平成十二年十一月七日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出外務省秘密文書の漏洩問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出外務省秘密文書の漏洩問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「外務省における秘密保全のための規則」は、同省における秘密の保全を直接の目的として制定された規則を指すものと解されるところ、その名称、発簡番号及び制定年月日を公表することができるものは、別表第一のとおりである。

これらの規則のうち、公表することができない内容を含むものは、「秘密保全に関する規

則」の運用細則、「外務省本省電信物件管理規程」、「外務省本省電信物件管理規程実施細則」及び「在外公館電信物件管理規程」の四件であり、公表することができない根拠となる法令は、いずれも国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百条並びに外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第三条及び第四条である。

外務省における秘密の保全を直接の目的として制定された規則のうち、その名称を公表することができないものの件数は一件であり、公表することができない根拠となる法令は、国家公務員法第百条並びに外務公務員法第三条及び第四条である。

二について

お尋ねの「公安調査庁における秘密保全のための規則」は、同庁における秘密の保全を直接の目的として制定された規則を指すものと解されるところ、その名称、発簡番号及び制定年月日は、別表第二のとおりである。

これらの規則のうち、公表することができない内容を含むものは、「公安調査庁秘密文書等取扱細則」、「公安調査庁秘密文書等取扱細則の運用について」、「ワードプロセッサ、ファクシミリ、マイクロフィルム及び光ディスクにおける秘密文書の取扱要領」及び「秘密防衛対策要領」の四件であり、公表することができない根拠となる法令は、いずれも国家公務員法第百条である。

三について

御指摘の資料が御指摘の元公安調査官に渡っているか否かが明らかでないこと等から、お尋ねの官吏等を特定することはできない。

四の1について

国家公務員法第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした事実があると思料する場合でも、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第七百三十一号)第二百三十九条第一項に基づく告

発を行うことは可能である。

四の2について

刑事訴訟法第二百四十一条第一項の規定により、告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員に対して行うべきものとされている。

別表第一

名 称	発 簡 番 号	制 定 年 月 日
秘密保全に関する規則	平成二年 外務省訓令第二号	平成二年四月九日
「秘密保全に関する規則」の運用細則	発簡番号はない。	平成二年四月九日
在外公館における秘密保全対策要領	発簡番号はない。	昭和五十四年五月一日
外務省本省電信物件管理規程	昭和五十三年 外務省訓令第四号	昭和五十三年一月十九日
外務省本省電信物件管理規程実施細則	発簡番号はない。	平成元年十二月八日
在外公館電信物件管理規程	平成十一年 外務省訓令第四号	平成十一年三月二十三日

別表第二

名 称	発 簡 番 号	制 定 年 月 日
法務省秘密文書等取扱規程	昭和五十九年 秘総訓第七百二十三号	昭和五十九年十月一日
公安調査庁秘密文書等取扱細則	昭和六十一年 公安調査庁訓第五号	昭和六十一年二月十日
公安調査庁秘密文書等取扱細則の運用について	昭和六十一年二月十日 公調総発第百二十八号	昭和六十一年二月十日
ワードプロセッサ、ファクシミリ、マイクロフィルム及び光ディスクにおける秘密文書の取扱要領	昭和六十一年二月十日 公調総発第百二十九号	昭和六十一年二月十日
秘密防衛対策要領	昭和六十一年二月二十五日 公調総発第百四十号	昭和六十一年二月二十五日

平成十二年十月十二日提出
質問 第一一二号

SACOと技術支援グループ等との関連に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

SACOと技術支援グループ等との関連に関する質問主意書

技術支援グループ(TSG)及び技術アドバイザリー・グループ(TAG)の存在は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)という、以下同じ。の最終報告(千九百九十六年十一月一日)の中で明らかにされているが、SACOとの関連について不明な点を明らかにするために以下質問する。

一 両グループはSACOの附属機関なのか否か明らかにされたい。

二 両グループの設置根拠につき、日米間の取り決め及び国内法令の全てについて明らかにされたい。

三 両グループの構成員はいかなる身分であったのか(例えば非常勤の国家公務員等)明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五〇第二二号

平成十二年十一月七日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出SACOと技術支援グループ等との関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出SACOと技術支援グループ等との関連に関する質問に対する答弁書

一について

御質問の「附属機関」がいかなるものを指すのか明らかではないが、沖縄に関する特別行動委員会の下に、普天間飛行場代替施設に係る共同研究を行うため、普天間代替ヘリポート検討のための特別作業班(以下SWGfという。)が設けられたところ、政府としては、平成八年十月、SWGfの日本側構成員を技術的見地から支援するために技術支援グループ(以下「TSG」という。)を設けるとともに、TSGに対して助言を行わせるために技術アドバイザリー・グループ(以下「TAG」という。)を設けた。

二について

一について述べたとおり、TSG及びTAGは、SWGfの日本側構成員を技術的見地から支援するなどのために日本政府が設けたものであり、日米間の取決めに基づき設けたものではない。

また、TSG及びTAGについては、法令に基づいて設けられたものではない。

三について

TSGについては、関係省庁の職員がその構成員となった。

TAGについては、大学教授等がその構成員となったが、その際、公務員でない者に対し、新たに公務員としての身分を付与することはしていない。

(答弁通知書受領)

一、去る七日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出農産物の緊急輸入制限に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年十一月二十日までには答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年十月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 中 川 秀 直

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 金融庁関係(第一条 第九条)

第二章 総務省関係(第十条 第十一条)

第三章 財務省関係(第十二条)

第四章 厚生労働省関係(第十三条 第二十条)

第五章 農林水産省関係(第二十一条 第三十条)

第六章 経済産業省関係(第三十四条 第四十条)

第七章 国土交通省関係(第四十四条 第五十条)

附則

第一章 金融庁関係

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

第四十一条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、前項の規定による取引報告書の交付について準用する。

第四十七条の二に次の一項を加える。

第四十条第二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。この場合において、同条第二項中「当該書面に記載すべき事項」とあるのは「当該書面による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「当該書面を交付した」とあるのは「当該書面による同意を得た」と読み替えるものとする。

第二百五条第八号中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

第二百五条の二第二号中「第四十七条の二」を「第四十七条の二第一項」に改め、同条第四号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

正

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六條に次の一項を加える。

3 投資信託委託業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 第二十六條第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替へるものとする。

第三十條第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二十六條第三項の規定は、第一項及び前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替へるものとする。

第三十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十六條第三項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替へるものとする。

第三十三條に次の一項を加える。

2 第二十六條第三項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替へるものとする。

3 第二十六條第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替へるものとする。

4 第二十六條第三項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る)その他政令で定める者」と読み替へるものとする。

第三十四條の七中「第十四條(第三號を除く)及び第十五條」を「第十四條(第一項第三號を除く)並びに第十五條第一項及び第二項」に、「同法第十四條」を「同法第十四條第一項」に、「同法第一號」を「同項第一號」に改め、「名称及び住所」の下に、「同条第二項中「顧客」とあるのは「投資法人」とを加え、「同法第十五條」を「同法第十五條第一項」に、「同条第三號」を「同項第三號」に、「同条第五號」を「同項第五號」に改める。

第四十九條の十一中「第二十六條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十九條中「第二十六條第二項」を「第二十六條第二項及び第三項」に、「第六項及び第七項」及び「第六項から第八項まで」に、「第三十二條第一項並びに」を「第三十二條第一項及び第二項並びに」に、「第二十九條中「投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、を「第三十條第六項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む。」、第二十九條並びに」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第一項及び前項」を「第一項及び第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「第三十一條及び第三十二條第一項」の下に並びに同条第二項において準用する第二十六條第三項を加える。

第二百四十八條第五號中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同条第七號中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改め、同条第十號中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第二百四十九條第四號中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第三條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五號)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「役員を兼ねる」との下に「同法第四十一條第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」とを、「特定法人等」との下に、「同法第四十七條の二第二項中「第四十條第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」とを加える。

第五十條第三號中「第四十條」を「第四十條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十一條第二號中「第四十七條の二」を「第四十七條の二第一項」に改め、同条第三號中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第四條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四號)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

2 投資顧問業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第十五條に次の二項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

3 前項において準用する前条第二項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く)により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第十六條に次の一項を加える。

2 第十四條第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第二十三條第二項及び第三十一條第三項中「第十六條を」第十六條第一項に、「同條第一号を」同項第一号に改める。

第三十二條に次の一項を加える。

2 第十四條第二項の規定は、前項の規定による報告書の交付について準用する。

第三十三條中「第十四條第三号を除く。」、第十五條を「第十四條第一項第三号を除く。」、第十五條第一項及び第二項に、「第十四條中」を「第十四條第一項中」に、「第十五條中」を「第十五條第一項中」に、「同條第三号を」同項第三号に、「同條第五号を」同項第五号に、「第十六條中」を「第十六條第一項中」に、「同條第一号を」同項第一号に改める。

第五十六條第五号中「第十四條、第十五條又は第十六條を」第十四條第一項、第十五條第一項又は第十六條第一項に改め、同條第七号中「第三十二條を」第三十二條第一項に、「同條」を「同項」に改める。

附則第三條第二項中「第十四條第三号を除く。」「を」第十四條第一項第三号を除く。に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第五條 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の第三項中「第六十九條中」を「第六十九條第一項中」に、「第七十四條中」を「同條第二項中」「金融先物取引業者」とあるのは「銀行、証券取引法第二條第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者(金融先物取引所の会員等に限る。)」と、第七十四條中「に改める。

第六十九條に次の一項を加える。

2 金融先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第七十一條に次の一項を加える。

2 第六十九條第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同條第二項中「顧客」とあるのは、「委託者」と読み替へるものとする。

第九十七條第二号中「第六十九條を」第六十九條第一項に、「第七十一條を」第七十一條第一項に改める。

(保険業法の一部改正)

第六條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條に次の一項を加える。

2 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

第三百九條第八項中「前各項を」第一項及び第四項から前項までに改め、同項を同條第十

項とし、同條第七項を同條第九項とし、同條第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の場合において、保険会社は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、

て、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

第百十條第六項中、「特定社債を」特定社債に改め、「について」の下に、「第三十八條第五項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた場合について、それぞれを加え、同條を」同法第百八十九條に改め、「取締役」との下に、「同項中「前項」とあるのは「第百十條第五項」とを加える。

第百五十條の四中「取扱い」との下に、「同法第四十一條第二項中「前條第二項」とあるのは「証券取引法第四十條第二項」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百五十條の四において準用する証券取引法第四十一條第一項」とを加える。

第二百二十五條に次の一項を加える。

4 第三十八條第五項の規定は、特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本その他内閣府令で定める書類の交付について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは「受託信託会社等」と、「前項」とあるのは「第二百二十五條第二項及び第三項」と、「優先出資の申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手方」と、「資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項」とあるのは「特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本に記載すべき事項その他内閣府令で定める事項」と読み替へるものとする。

第二百三十八條中「第四十一條を」第四十一條第一項に改める。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七条の三十の九第三項に係る部分に限る。)中「規定は」の下に、「第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面、第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面」を、「公開買付説明書を含む。」の下に「及び第二十七条の二十四の規定により交付しなければならない通知書を加える。

附則第一条第一号中「及び同法第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七条の三十の三第一項、第二十七条の三十の四第一項、第二十七条の三十の五、第二十七条の三十の九及び第二十七条の三十の十一に係る部分を除く。)」並びに附則第六条、第七条及び第四十六条 平成十三年六月一日を、「第二十七条の第二十一項、第二十七条の十第一項及び第二十七条の二十三第一項の改正規定、同法第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七条の三十の九及び第二十七条の三十の十一に係る部分に限る。)」並びに附則第四十六条 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第一条中証券取引法第二章の三の次に一

章を加える改正規定(第二十七条の三十の三第一項、第二十七条の三十の四第一項、第二十七条の三十の五、第二十七条の三十の九及び第二十七条の三十の十一に係る部分を除く。))並びに附則第六条及び第七条 平成十三年六月一日

三 附則第八条 平成十三年六月一日から平成十四年六月一日までの範囲内において政令で定める日

附則第五条第二号及び第三号中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に、同条第四号中「附則第一条第三号に定める日」を「平成十四年六月一日から平成十五年六月一日までの範囲内において政令で定める日」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 平成十三年六月一日から平成十六年五月三十一日までの間は、第二十七条の三十の三第二項中「前二項の規定により行われた電子開示手続又は」とあるのは「前項の規定により行われた」と、同条第三項中「第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続又は」とあるのは「第一項の規定により行われた」と、第二十七条の三十の四第二項中「前二項の規定により電子開示手続又は」とあるのは「前項の規定により」と、同条第三項中「前条第四項の規定は、前三項の規定により行われた電子開示手続又は」とあるのは「前条第三項の規定は、前二項の規定により行われた」と読み替えるものとする。

附則第八条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第三号」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三項において」を「第四項において」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、旧特定目的会社の取締役は、旧資産流動化法第三十八条第四項又は第百十條第五項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができ、この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

第二章 総務省関係

(電波法の一部改正)

第十条 電波法昭和二十五年法律第百三十一号の一部を次のように改正する。

第九十九条の十一第一項第一号中「告知等」の下に、「第百一条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)」を加える。

第百一条の十四の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第百一条の十四の二 指定無線設備小売業者は、前条第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができ、この場合において、当該指定無線設備小売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第百一条の十五第一項中「前条」を「第百一条の十四」に改める。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第十一条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条中「記載した書類」を「記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができ

ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。に改める。

第十條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三條」を「第三條第一項」に改め、同条第二号中「書類」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第三章 財務省関係

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第十二條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十條第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十三條に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているとき

は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(財務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第六十一條第七号中「第二十三條」を「第二十三條第一項」に改める。

第四章 厚生労働省関係

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十三條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「各々」を「各々」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基ついて」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項中「及び」を「又は」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十七條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十五條に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(厚生労働省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第四十七條第一項中「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第五項中「第十七條第二項但書」を「第十七條第二項ただし書」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第十四條 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「印をおした」を「厚生労働省令で定

めるところにより作成した」に改め、同条第三項中「前二項の書面」を「第一項及び第二項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

第二十五條第二号中「第十四條第三項」を「第十四條第四項」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第十五條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十七條に次の一項を加える。

2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において

て、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。

(結核予防法の一部改正)

第十六条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「且つを」を「かつ」に改め、同条第二項中「記録の写の交付を」を「規定により作成された記録の開示」に改める。

第十九条第二項中「記録の写の交付を」を「規定により作成された記録の開示」に改める。

(覚せい、剤取締法の一部改正)

第十七条 覚せい、剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「様式により作成した譲渡証」を「様式により作成した譲渡証に、それぞれ必要事項を記載し、かつ、印を押してを」ところにより作成した譲渡証を「に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該相手方の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。

第十八条第三項中「譲受証は、第一項を」譲受証並びに前項に規定する電磁的記録は、第一項又は第二項に、「外を」ほかに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)は、当該交付又は提供を受けた者において、当該覚せい剤の譲受又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

第三十条の十第一項中「様式により作成した譲渡証」を「様式により作成した譲渡証に、それぞれ必要事項を記載し、かつ、印を押してを」ところにより作成した譲受証を「に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の譲受人は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該相手方の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該譲受人は、当該譲受証を交付したものとみなす。

3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録は、当該交付又は提供を受けた者において、当該覚せい剤原料の譲受又は譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

第三十条の十に次の一項を加える。

第四十二条第三号中「譲渡証又は」を「譲渡証若しくは」に、「それに虚偽の記載をしたを」これに虚偽の記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存)に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改め、同条第四号中「第十八条第三項を」第十八条第四項に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録」を加え、同条第十六号中「記載をした」を記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存)に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改める。

第四十二条の二第二号中「第十八条第二項を」第十八条第三項に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録」を加え、同条第五号中「第三十条の十第二項を」第三十条の十第三項に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録」を加える。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第十八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「除く」の下に「。次項において同じを」を加え、「の定める様式により作成し、押印したを」で定めるところにより作成したに、「且つを」に改め、同項ただし書中「但しを」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の麻薬業者は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該麻薬業者は、当該譲受証の交付を受けたものとみなす。

第三十二条に次の一項を加える。

3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)は、当該交付又は提供を受けた者において、交付又は提供を受けた日から二年間、保存しなければならない。

第七十条第八号中「又は」を「若しくは」に、「記載をしたを」記載をし、又は同条第三項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改め、同条第九号中「第三十二条第二項を」第三十二条第三項に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第十九条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「各一箇を」各々一個に改め、同条第五項中「差し出さなければを」提出しなければに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該

電磁的方法により証明することができる。

第十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ)により行うことができる。

第三十一条第三項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十一条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(厚生労働省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十九条第一項中「こえる」を「超える」に、「代るを」代わるに改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十二条の十第一項及び第五十六条中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。
(薬事法の一部改正)

第二十条 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「若しくは販売業者」の下に「(第三項及び第四項において「薬局開設者等」という。)を加え、「かつ、譲受人の署名又は記名押印のあるを」厚生労働省令で定めるところにより作成された」に改め、同条第三項中「文書は、譲渡人において、を」文書及び前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう)は、当該交付又は提供を受けた薬局開設者等において、当該毒薬又は劇薬の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の薬局開設者等は、同項の規定による文書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該薬局開設者等は、当該文書の交付を受けたものとみなす。

第六十九条第一項及び第二項中「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第四十六条第一項若しくは第四項」に改める。

第八十六条第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改める。

第五章 農林水産省関係
(農業災害補償法の一部改正)

第二十一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「予め」を「あらかじめ」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十八条第一項の次に次の一項を加える。

農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ)により行うことができる。

第二十三条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「以て」を「もつて」に改め、同条第七項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

消しを求める訴えに、「その取消を」を「その取消し」に改める。

第三十六条中「以て」を「もつて」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十七条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四百七十七条第五号中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令

で定めるものをいう。以下同じ。により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第十七条第三項中「前二項を」前三項に、「共にを」ともに「に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業を営むことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第二十一条第一項ただし書中「本章を」この章に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。第二十一条中第五項を第八項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に

改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第四十七條の三に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(第十五條の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第五十二條第一項及び第三項ただし書中「これを」超えるに改め、同条第六項中「同条第四項を」同条第五項に改める。

第七十七條中「第四十七條の三第二項の下に」から第四項までを加える。

第八十六條第一項中「第二項から第五項まで」を「第二項から第六項まで」に改め、同条第二項中「第四十七條の三第二項の下に」から第四項までを加える。

第八十九條第一項ただし書中「本章を」この章に改め、同条第三項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第九十六條第二項中「第二項から第五項まで」を「第二項から第六項まで」に改める。

第一百三十條第一項第三号中「第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改める。

(漁業法の一部改正)

第二十三條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「除き」を「除き、」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第三項の」を「第三項から第五項までの」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項(同法第八十九條第三項において準用する場合を含む。)の規定により電磁的方法(同法第十五條の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十五條の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十四條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが会則で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第四十二條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会議員は、会則の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第四十八條に次の一項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが会則で定められているときは、当該書面での請求に代えて、当該書面で示すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会議員は、当該書面での請求を行ったものとみなす。

第六十一條第一項ただし書中「但しを」ただしに改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第六十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第七十二条に次の一項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面での請求に代えて、当該書面ですべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面での請求を行ったものとみなす。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二十五条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「第二十九条第二項及び第三項並びに」を「第二十九条第二項から第四項まで及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第二十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十六条中「前条を」前条第一項に、「事由を」理由に改める。

第四十条第四項中「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

ければ」に、「第三十五条を」第三十五条第一項に改め、同条第五項中「写を」写しに、「且つを」かつに改める。

第百三十八条第二項中、「第二十一条第二項及び第二十九条第一項を」及び第二十一条第二項に改め、「同条第六項の下に」及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項を加え、「第二十九条第一項及び第十六条第七項の規定で準用する第二十九条第二項中」議決権とあるのは「議決権又は選挙権」とを削る。

第百四十五条第六号中「第三十五条を」第三十五条第一項に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第二十六条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十九条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十条中「前条を」前条第一項に改める。

第三十四条第二項ただし書中「但しを」ただしに、「基づくを」基づくに改め、同条第四項中「第二十九条を」第二十九条第一項に改め、同条第五項中「写を」写しに、「且つを」かつに改める。

第四十八条第三項中「引受を」引受けに改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「引受をを」引受けをに、「且つを」かつに改め、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「但しを」ただしに改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該発起人

及び当該会員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(第二十九条第三項の主務省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

第八十六条第六号中「第二十九条を」第二十九条第一項に改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第二十七条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十二条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二十八条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十四条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該発起人及び当該会員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受け

は、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

第三十八条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(第二十四条第四項の主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十九条中「行なう」を「行う」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第七十四条中「」を「いづれかに」に改め、同条第八号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二十九条 漁業災害補償法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十六条第四項を同条第五項とし、同条第三

項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十一条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十二条中「行なう」を「行う」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第四十五条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、

出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該組合員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(第三十一条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

第二百条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第七号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第三十条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の五第一項第二号中「次項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第三項中「第一項の下に」から第三項までを加え、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、前項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができ、この場合において、当該漁業協同組合

は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた第一項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第三十一条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

第九条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該育成水面の

区域及び育成水面利用規則についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

(森林組合法の一部改正)

第三十二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、同項の事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該出資組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第三十一条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十一条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行

使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第五十九条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第六十五条第五項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第六項」に改める。

第七十七条第八項中「第七十七条第七項」との下に、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七条第七項又は前項」とを加える。

第九十二条中「第五十九条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第一百条第一項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同条第二項中「第五十九条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、「第七十七条第七項」との下に、同条第五項中「前二項」とあるのは「第一百条第三項において準用する第七十七条第七項又は前項」とを加える。

第一百七十九条第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第三十三条 持続的養殖生産確保法平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「次項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則又は人漁権行使規則の変更についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該漁業権行使規則又は人漁権行使規則の変更についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

第六章 経済産業省関係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十四条 中小企業等協同組合法昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「各々」を「各々」に改め、同

条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十六条の三第二項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十七条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの

記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第五十五条第一項中「こえるを」を「超えるに、」を「代る」に改め、同条第三項中「こえるを」を「超える」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第六十九条中「第四十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第七十七条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第二項中「各々」を「各々」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第七項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第七十七条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「こえるを」を「超える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第八十二条の十第三項中「当るを」を「当たる」に改め、同条第四項中「については、第四十七条第二項」の下に「から第四項まで」を、「において、第四十七条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第八十二条の十一第一項中「こえるを」を「超える」に、「代るを」を「代わる」に改め、同条第二項中「第七十七条第五項」を「第七十七条第六項」に改める。

第八十二条の十八中「第四十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

(商工會議所法の一部改正)

第三十五条 商工會議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により表決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十三条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第三項中「及び第四項」を「第三項及び第五項」に改める。

第二十四条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「各々」を「各々」に

改め、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第四十五條第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第四項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により表決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会頭に到達したものとみなす。

第四十八條第一項及び第二項中「定を「定め」に、「外を「ほか」に改め、同条第三項中「各々」を「各々」に改め、同条第四項中「第四十五條第六項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十條中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第六十七條第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「箇月」を「月」に改め、同条第三項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七十三條第三項中「左に」を「次に」に、「定」を「定め」に、「外を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四

項中「左に」を「次に」に改め、同条第五項中「第十七條第二項から第四項まで」を「第十七條第二項から第五項まで」に改める。

第七十四條第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「附議を」を「付議に改め、同条第四項中「各々」を「各々」に改め、同条第五項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
第三十六條 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五條の十第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第三十六條第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

（商工会法の一部改正）
第三十七條 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十五條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選

挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行使することができる。

第四十二條第三項中「前項を「第二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。

（割賦販売法の一部改正）
第三十八條 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「者以下この項及び次項、次条」の下に、「第四條の二（第二十九條の四第一項において準用する場合を含む。）を

「第三十條及び第三十條の六において準用する第四條の二」に改める。

第四條の前の見出しを削り、同条に見出しとして（書面の交付）を付する。

第四條の三を第四條の四とする。

第四條の二に見出しとして（営業所等以外の場所における割賦販売に係る書面の交付）を付し、同条第一項中「前条第一項各号」を「第四條第一項各号」に、「前条第一項第四号」を「第四條第一項第四号」に、「前条第二項各号」を「第四條第二項各号」に改め、同項ただし書中「前条第一項を「第四條第一項」に、「前条第二項を「第四條第二項」に改め、同条を第四條の三とし、第四條の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）
第四條の二 割賦販売業者は、第三條第二項若しくは第三項又は前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該割賦販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により前条第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該購入者又は役務の提供を受ける者に到達したものとみなす。

第二十九條の四第一項中「第四條の二」を「第四條の二及び第四條の三の」に、「第四條の

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三及び」を「第四条の四及び」に、「第四条の二第二項」を「第四条の二第二項中「第三項第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは「第二十九

九条の二第二項若しくは第三項又は第二十九條の三各項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第二十九條の三各項」と、第

四條の三第一項に、「前条第一項各号」を「第四條第一項各号」に、「前条第一項第四号」を「第四

條第二項各号」に、「前条第二項各号」を「第四條第二項各号」に、「前条第二項の」を「第四條第二

項の」に、「前条第二項の」を「第四條第二項の」に、「第四條の三第一項第一号」を「第四條の

四第一項第一号」に改める。

第三十條の六中「第四條の二の」を「第四條の二の規定は割賦購入あつせん業者、割賦購入あ

つせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に、第四條の三の」に、「第四條

の三の」を「第四條の四の」に、「第四條の二第一項」を「第四條の二第一項中「第三項第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは「第三十

の四第一項」に改める。

第五十三條第三号中「第四條の二第一項本文」を「第四條の三第一項本文」に改める。

第三十九條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正す

第二十一條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第二十一條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第四十八條第二項中「書面」の下に「又は電磁的方法を加える。

第五十八條に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているとき

は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第七十八條中「第五十八條第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

(訪問販売等に関する法律の一部改正)
第四十條 訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八條ただし書中「請求により」を「請求により、」に、「交付する」を「交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を遅滞なく提供する」に改める。

第九條に次の一項を加える。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。

この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第九條の二中「前三條」を「第八條、第八條の二又は前条第一項」に改める。

第九條の三第一項中「第八條から第九條まで」を「第八條、第八條の二又は第九條第一項」に改める。

第二十三條第四号中「第九條」を「第九條第一項」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)
第四十一條 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「説明した報告書」を「説明し又は記録した報告書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改め、同條の次に次の一項を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)
第十八條の二 商品投資販売業者は、第十六條若しくは第十七條の規定による書面の交付又は前条第一項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき概要又は事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当

該商品投資販売業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(主務省令で定める方法を除く。)により第十七条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第四十三条中「第十四条」の下に、「第十八条の二第一項を、」において「の下に」、第十八条の二第一項中「第十八条若しくは第十七条」とあるのは「第三十五条、第三十六条若しくは第三十八条」と、「前条第一項」とあるのは「第三十七条」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十六条中「第十九条まで」を「第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条に改め、第十八条まで」の下に、「第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条第五号中「報告書」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、「記載しない」を「記載し若しくは記録しない」に、「記載の」を「記載若しくは記録の」に改める。

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の一部改正)

第四十二条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五条の二 会員制事業者又は会員契約代行者

は、前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客又は会員の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該会員制事業者又は会員契約代行者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により前条第二項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会員に到達したものとみなす。

第十条中「前条まで」を「第五条まで若しくは第六条から前条まで」に改める。

第十一条第一項中「第九条まで」を「第五条まで若しくは第六条から第九条まで」に改める。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四十三条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第五号中「次条第一項を」第五十九条第一項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十八条の二 小口債権販売業者は、前二条の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、

当該書面に記載すべき概要又は事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小口債権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(主務省令で定める方法を除く。)により前条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第五十九条第一項中「前条を」第五十八条に改める。

第六十九条中「、第五十八条を」から第五十八条の二まで」に改める。

第七章 国土交通省関係
(建設業法の一部改正)

第四十四条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

第十九条の二第一項中「方法」を「方法(第三項

において「現場代理人に関する事項」という。)」に改め、同条第二項中「方法」を「方法(第四項において「監督員に関する事項」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 請負人は、第一項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の注文者の承諾を得て、現場代理人に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該請負人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

4 注文者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の請負人の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第二十二條に次の一項を加える。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

第二十三条に次の一項を加える。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(測量法の一部改正)

第四十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二に次の一項を加える。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

第五十六条の四に次の一項を加える。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより、同項ただし書の承諾をする旨の通

知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(建築士法の一部改正)

第四十六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「前項を」第二項に改め、「報告書」の下に「(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより報告をすることができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

2 第二十条第三項の規定は、前項の規定による建築士事務所の開設者による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と読み替えるものとする。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第四十七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措

置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一 第一項第一号に掲げる措置のうち、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証することを約する書面を買主に交付する措置

二 第一項第二号に掲げる措置のうち、保険証券に代わるべき書面を買主に交付する措置

第四十一条の二に次の一項を加える。

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一 第一項第一号に掲げる措置のうち、当該手付金等寄託契約を証する書面を買主に交付する措置

二 第一項第二号に掲げる措置のうち、当該質権設定契約を証する書面を買主に交付する措置

(旅行業法の一部改正)

第四十八条 旅行業法(昭和二十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四に次の一項を加える。

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

第十二条の五に次の一項を加える。

2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるところにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第四十九条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の二項を加える。

3 積立式宅地建物販売業者は、第一項の規定による積立式宅地建物販売契約の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に

規定する積立式宅地建物販売の相手方の承諾を得て、当該積立式宅地建物販売契約約款に記載された事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売業者は、当該積立式宅地建物販売契約約款を交付したものとみなす。

4 積立式宅地建物販売業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に規定する積立式宅地建物販売の契約の相手方の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方

法であつて国土交通省令で定めるものにより、通知することができ、この場合において、当該積立式宅地建物販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第五十条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、

当該各項の規定による措置に準ずるものとし

て主務省令で定めるものを講ずることができ
る。この場合において、当該主務省令で定め
る措置を講じた者は、当該各項の規定による
措置を講じたものとみなす。

第十八条に次の一項を加える。

3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

第四十四条第二項中「第十三条第一項」の下に及び第三項を加える。

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条及び附則第四条の規定
公布の日

第十條中電波法第九十九條の十一第一項第一号の改正規定　平成十三年一月六日

則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

漁業協同組合合併促進法の一部改正)

条 漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正す

「等入之等」

項」を「第八条第七項」に改める。
(訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十二年法律第○号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、訪問販売等に関する法律第二十三条第四号の改正規定中「第九条」を「第九条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同法第九条の第三項の改正規定中「第八条から第九条まで」を「第八条、第八条の二又は第九条第一項」に、「第十一条から第十三条まで」を「第十一条、第十二条又は第十三条第一項」に改め、同法第九条の二の改正規定中「違反した」を「第八条、第八条の二を「第十一条、第十二条」に、「違反した」に改める。

第二条のうち、割賦販売法第四条の二第二項の改正規定中「第四条の二第二項」を「第四条の三第二項」に改め、同法第四条の三第八項の改正規定中「第四条の三第八項」を「第四条の四第八項」に改め、同法第八条の改正規定中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

理由

最近の情報通信の技術の発達に伴い、民間における電子商取引の促進を図るため書面の交付等にかえて書面に記載すべき事項等を情報通信の技術を利用する方法により提供することができること

とするとともに、組合等における議決権の行使等を電磁的方法により行うことができること等とするために関係法律の規定を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利
用のための関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近の電子メール、ホームページ等の情報通信の技術の発達に伴い、民間における電子商取引等の促進を図るため、書面の交付等に代えて、書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法により提供することができるとともに、組合等における議決権の行使等を情報通信の技術を利用する方法により行うことができること等するために関係法律について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

情報通信の技術を利用する方法による提供等

(一) 民間の商取引において書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている関係法律について、書面の交付等に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子メール等の情報通信の技術を利用する方法であつて府省令で定めるものにより提供することができるとし、その場合においては、書面の交付等をしたものとみなすこととする。

(二) 組合等における議決権に関し書面による行使等を義務付けている関係法律について、組合員は定款の定めのある場合、書面による議決権の行使に代えて、電子メール等による議決権の技術を利用する方法であつて府省令で定めるものにより行使することができるとする。

2 附則

(一) この法律は、一部の規定を除き公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 所要の経過措置等を規定する。

二 議案の可決理由

本案は、民間における電子商取引等の促進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

平成十二年十一月八日

商工委員長 古屋 圭司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

農地法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年九月二十二日

内閣総理大臣 森 喜朗

農地法の一部を改正する法律

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中、「合資会社」の下に、「株式会社(定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下同じ。)」を加え、「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「事業が」を「主たる事業が」に、「及びこれに附帯する事業に限られる」を「以下この項において同じ。」である「に」に改め、同項第二号中「又は社員」を「社員又は株主(自己の持分又は株式を保有して

いる当該法人を除く。)」に、「へ」を「に」に、「有限会社」を「株式会社又は有限会社」に、「議決権の合計が」を「株式(議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。)の数又は議決権の合計が発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。)又は「に」に、「議決権が」を「株式の数又は議決権が」に改め、同号イ中「同様の法人の発行済株式又は」に改め、同号イ中「同様とする」を「同じ」に改め、同号ニ中「事業」を「行う農業」に、「前項を」前項各号に改め、同号ホ中「農業協同組合」を「市町村及び農業協同組合」に改め、「又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会」を削り、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

第二条第七項第三号中「その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。」が「を」が理事等「に」、「有限会社」を「株式会社又は有限会社」に、「取締役」を「取締役をいう。以下この号において同じ。）」に、「占める」を「占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものである」に改める。

第三条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「六箇月」を「六月」に改め、同項第五号中「農林水産大臣の承認を受け」を「農林水産省令で定める基準に従い」に改め、同項第六号中「売渡後」を「売渡し後」に改める。

第十条の見出し中「進達」を「送付」に改め、同条第一項中「進達しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第二項中「進達する」を「送付する」に改

める。

第十一条第一項中「前条の」を「前条第一項の」に、「進達された」を「送付された」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「前条第一項各号」に改める。

第十五条の二第二項中「農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。」を削り、同条第三項中「一箇月間」を「一月間」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に、「三箇月」を「三月」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 農業委員会は、第一項の法人又はその一般承継人からその所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡をする旨の申出があつた場合は、前項の期間が経過するまでの間、これらの土地の所有権の譲渡についてのあつせんに努めなければならない。

第十五条の二第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「三箇月」を「三月」に、「満たす」を「満たす」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地が前条第二項の規定による勧告に係るものであるときは、当該勧告の日(同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日)の翌日から起算して三月間(当該期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれ

に対する処分がないときは、その処分があるまでの間、前項の規定による公示をしないものとする。

第十五条の二を第十五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(立入調査)

第十五条の四 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定による立入調査のほか、前条の規定による買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(農業生産法人の報告等)

第十五条の二 農業生産法人であつて、農地若しくは採草放牧地(その法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。農業生産法人が農業生産法

農業委員会は、前項前段の規定による報告に基づき、農業生産法人が第二条第七項各号に掲げる要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十七条中「第十条第二項(第十四条第二項)の二」に「第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「第十五条の二第八項」を「第十五条の三第十項」に改める。

第二十三条の前の見出しを削り、同条第一項中

「向つて」を「向かつて」に改め、同条第二項中「とのわなない」を「調わなない」に、「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「とのわなない」を「調わなない」に、「こえる」を「超える」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二十一条とし、同条の前に見出しとして「（小作料の増額又は減額の請求権）」を付する。

第二十四条中「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十六條の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同条第一項中「第十五條の二第一項」を「第十五條の三第一項」に改め、同項第一号中「行なつてゐる」を「行つてゐる」に、「行なつてゐた」を「行つてゐた」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第十五條の二第八項」を「第十五條の三第十項」に、「あわせて」を「併せて」に、「売渡」を「売渡し」に改める。

第三二八条の見出し中「進達」を「送付」に改め、同条中「一に」を「いづれかに」に、「基き」を「基づき」に、「左に」を「次に」に、「進達しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第一号中「売渡」を「売渡し」に改める。

第三十九条第一項中「進達されたを」を「送付された」に、「左に」を「次に」に、「売渡の相手方」を「売渡しの相手方」に改め、同項第二号中「売渡」を「売渡し」に改める。

第六十条中「第五十五条第四項」の下に「（第五十八條第二項又は前條第五項で準用する場合を含む。）を加える。

第六十六條の見出し中「進達」を「送付」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「進達しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第一号中「売渡」を「売渡し」に改める。

第六十七條第一項中「達達されたを」を「交付されたを」に、「左に」を「次に」に、「売渡の相手方」を「買渡しの相手方」に改め、同項第三号中「売渡」を「買渡」に改める。

第七十八條第一項中「第十四條第一項」の下に「(第十五條第二項、第十五條の三第十項及び第

第八十二条第五項中「国」を「国又は都道府県
に、〔農林水産省令〕を」政令に改める。

第八十三條の二中「にを」を「いずれかに」に「条件を附しを」を「条件を付し」に改め、同条第二号中「附した」を「付した」に改め、同条第四号中「詐欺その他不正な」を「偽りその他不正の」に改める。

第八十五条第四項中「第十四条第二項」の下に「(第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。第八十五条の三第一項第一号及び第三項において同じ。)」を加え、第十五条の二「第八項」を「第十五条の三第十項」に改め、「第五十五条第四項」の下に「(第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。第八十五条の三第一項第三号及び第三項において同じ。)」を加え、同条第七項中「第十五条の二第三項若しくは第五項を第十五条の三第三項若しくは第六項」に改める。

第八十五条の第三項中「次の各号」を「次に、」「三箇月」を「三月」に改め、同項第一号及び同条第三項中「第十五条の二第八項」を「第十五条の第三十項」に改める。

第八十七条第一項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「基く」を「基づく」に改める。

第八十九条第一項中「事務」の下に「(第九十一条の三第二項各号に掲げるものを除く。)」を加え、同条第二項中「事務」の下に「(第九十一条の三第

第九十条第一項中「昭和二十六年法律第八十八号」を削り、「この項で同様とする」を「この項において同じ」に改める。

第九十一条の三を次のように改める。

(事務の区分)

第九十一条の三 この法律(第七十八条第二項を除く。)の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二二 第五條第一項の規定及び同条第三項において準用する第四條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

三 第三十一条において準用する第二十六条第一項及び第二十七条の規定により市町村が処理することとされている事務（これらの規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。）

四 第七十五条の二第一項、第七十五条の二（第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第七十五条の七第一項の規定

により市町村が処理することとされている事務

五 第八十二条第一項、第三項及び第五項並びに第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一号、第二号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)

六 第八十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。)

二 号に掲げる事務に係るものに限る。)

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二十九条第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項第五号の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 第五条第一項第三号の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

第九十二条を次のように改める。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第二十条第一項(第三十二条で準用する場合を含む。次号において同じ。又は第七十三条第一項の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により、第三条第一

項、第四条第一項、第五条第一項、第二十条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

第九十三条中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十二号又は」を削る。

第九十四条中「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十五条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十五条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農地法(以下「旧法」という。第三十二条第五号の規定により都道府県知事が農林水産大臣の承認を受けその都道府県の区域の一部について別段の面積を定めた場合における当該面積は、この法律による改正後の農地法第三十二条第二項第五号の農林水産省令で定める基準に従い定められたものとみなす。

第三条 この法律の施行前にされた旧法第十五条の二第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に旧法第八十二条第一項の規定によりした調査、測量又は物件の除去若しくは移転に係る損失の補償に関しては、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にされた次に掲げる処分についての行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てについては、なお従前の例による。

一 旧法第四条第一項の規定による都道府県知事の処分(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 旧法第五条第一項の規定による都道府県知事の処分(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について旧法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

三 旧法第八十三条の二の規定による都道府県知事の処分(前二号に掲げる処分に係るものに限る。)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第七号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項を次のように改める。

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

この法律第七十八条第二項を除く。の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第九十一条の三第二号に掲げるものの以外のも

一 第四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 第五条第一項の規定及び同条第三項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

三 第三十一条において準用する第二十六条第一項及び第二十七条の規定により市町村が処理することとされている事務(これらの規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。)

四 第七十五条の二第二項、第七十五条の三(第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。及び第七十五条の七第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

五 第八十二条第一項、第三項及び第五項並びに第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一号、第二号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)

六 第八十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。)

別表第二土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項の次に次のように加える。

農地法(昭和二十七年法律第二百十九号)

この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

一 第四条第一項第五号の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く)

二 第五条第一項第三号の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く)

(土地改良法の一部改正)

第八条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十条第二項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号及び第十條第三項第三号中「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

(農業者年金基金法の一部改正)

第十条 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第五号及び第二十三條第一項第三号中又は社員を「社員又は株主」に改める。

第二十五條第十号中「社員の下に」株主を加え、同条第十一号口中「持分」を持分又は株式に「若しくは社員」を「社員若しくは株主」に「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

第二十六條の二第三項中「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

第四十二條第二項中「持分」を持分又は株式に改める。

第四十三條中「又は社員」を「社員又は株主」に「有する持分」を「有する持分又は株式」に「その持分」を「その持分又は株式」に改め、同条第一号中「持分」を持分又は株式に「又は社員」を「社員又は株主」に改め、同条第二号中「持分」を持分又は株式に改め、第四十四條第二項第一号中「持分」を持分又は株式に「又は社員」を「社員又は株主」に改め、同項第三号中「持分」を持分又は株式に改める。

第四十六條第二項第二号中「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第三号中「持分」を持分又は株式に「又は社員」を「社員又は株主」に改め、

第十八條第三項第二号中「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「第二十一條第一項本文、第二十二條第一項本文、第二十三條、第二十四條及び第二十四條の三」を「第二十一條、第二十二條及び第二十四條」に改める。

る。

第十八條第三項第二号中「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「第二十一條第一項本文、第二十二條第一項本文、第二十三條、第二十四條及び第二十四條の三」を「第二十一條、第二十二條及び第二十四條」に改める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第四十六條第二項第二号中「又は社員」とあるのは、「社員又は株主」とする。

第十四條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成七年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第二十五條第九号中「社員」とあるのは「社員、株主」と、同条第十号口中「持分」とあるのは「持分又は株式」と、「若しくは社員」とあるのは「社員若しくは株主」と、「又は社員」とあるのは「社員又は株主」とする。

附則第十四條に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第二十五條第九号中「社員」とあるのは「社員、株主」と、同条第十号口中「持分」とあるのは「持分又は株式」と、「若しくは社員」とあるのは「社員若しくは株主」と、「又は社員」とあるのは「社員又は株主」とする。

又株主とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の三第一項第一号イ中「又は社員」を「社員又は株主」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第一号中「農地法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)」を「農地法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)」に改める。

理由

農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、農業生産法人について、一定の株式会社を認めるほか、その事業及び構成員の範囲の拡大その他の措置を講ずるとともに、農地の権利移動に必要な下限面積を都道府県知事が定める場合における農林水産大臣の承認を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、農業生産法人について、一定の株式会社を認めるほか、その事業及び構成員の範囲の拡大その他の措置を講ずるとともに、農地の権利移動許可の下限面積要件を弾力化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農業生産法人の要件の見直し
(一) 法人形態として、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めのある株式会社を追加すること。
(二) 法人の事業の範囲を拡大し、主たる事業が農業であればよいこととするとともに、法人の構成員となることができる者に地方公共団体を追加し、また、役員の農作業従事者の程度を緩和する等の措置を講ずること。
- 2 農業生産法人の要件適合性を担保するための措置
農業生産法人が、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告することを義務付け、農業生産法人がその要件を欠くおそれがある場合には、農業委員会が勧告することができるとの規定を設けること。
- 3 農地の権利移動許可の下限面積要件の弾力化
農地の権利移動許可の要件となっている下限面積について、都道府県知事が地域の実情に応じて独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止すること。
- 4 小作料の定額金納制の廃止
農地の流動化の促進に資するよう、小作料の定額金納を義務付ける規定を廃止すること。
- 5 事務区分の変更
地方分権の推進を図るため、二ヘクタール以下の農地転用許可等に関する都道府県事務を自治事務とすること。

- 6 罰則規定の整備
農地の適正な利用を確保するため、偽りその他不正の手段により許可を受けた者に対する罰則を新たに設けるほか、罰金額の引上げ等の措置を講ずること。
- 7 施行期日
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 議案の修正議決理由
本案は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るための措置等としておおむね妥当なものとするが、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、農業の多様な担い手の確保のための方策及び優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との旨の検討事項を附則に追加することを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成十二年十一月八日
農林水産委員長 宮路 和明
衆議院議長 綿貫 民輔殿
(別紙)
(小字及び一修正)
附 則
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)
第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律

による改正後の規定の実施状況等を勘案し、国内の農業生産の増大を図る観点から、農業経営の法人化の一層の推進等の農業の多様な担い手の確保のための方策及び農地の転用制限の在り方等の優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項を次のように改める。

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

- この法律(第七十八条第二項を除く)の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第九十一条の第三項各号に掲げるものの以外のものであるものを除く。
- 一 第四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く)。
 - 二 第五条第一項の規定及び同条第三項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三項第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く)。
 - 三 第三十一条において準用する第二十六条第一項及び第二十七条の規定により市町村が処理することとされている事務(これらの規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く)。
 - 四 第七十五条の二第一項、第七十五条の三(第七十五条の七第二項において準用する場合を含む)及び第七十五条の七第一項の規定により市町村が処理することとされている事務。
 - 五 第八十二条第一項、第三項及び第五項並びに第八十三条の二第一号、第二号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。
 - 六 第八十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る)。

別表第二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項の次に次のように加える。

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

- この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものを除く。
- 一 第四条第一項第五号の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く)。
 - 二 第五条第一項第三号の規定により市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三項第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く)。

(土地改良法の一部改正)

第八條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十條第二項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三号及び第十條第三項第三号中「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

(農業者年金基金法の一部改正)

第十條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第五号及び第二十三條第一項第三号中「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

第二十五條第十号中「社員」の下に、「株主」を加え、同條第十一号口中「持分」を「持分又は株式」に、「若しくは社員を」、「社員若しくは株主」に、「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

第二十六條の二第三項中「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

第四十二條第二項中「持分」を「持分又は株式」に改める。

第四十三條中「又は社員で」を、「社員又は株主で」に、「有する持分」を「有する持分又は株式」に、「その持分を」、「その持分又は株式」に改め、同條第一号中「持分」を「持分又は株式」に、「又は社員を」、「社員又は株主」に改め、同條第二号中「持分」を「持分又は株式」に改める。

第四十四條第二項第一号中「持分」を「持分又は株式」に、「又は社員を」、「社員又は株主」に改め、同項第三号中「持分」を「持分又は株式」に改める。

第四十六條第二項第二号中「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第十一條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第三号中「持分」を「持分又は株式」に、「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

第十八條第三項第二号中「又は社員を」、「社員又は株主」に改める。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十三條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「第二十一條第一項本文、第二十二條第一項本文、第二十三條、第二十四條及び第二十四條の三」を「第二十一條、第二十二條及び第二十四條の三」に改める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第四十六條第二項第二号中「又は社員」とあるのは、「社員又は株主」とする。

第十四條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第二十五條第九号中「社員」とあるのは「社員、株主」と、同條第十号口中「持分」とあるのは「持分又は株式」と、「若しくは社員」とあるのは「社員若しくは株主」と、「又は社員」とあるのは「社員又は株主」とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の三第一項第一号イ中「又は社員」を、「社員又は株主」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六條 地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「農地法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)」を「農地法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)」に改める。

(別紙)

農地法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、地域農業の活性化、望ましい農業構造の

確立、創意工夫を生かした農業経営の展開を図り、もって我が国農業の持続的発展に万全を期すべきである。

記

一 農業経営の法人化に当たっては、家族経営が農業経営の太基を占める現状等にかんがみ、家族経営の活性化、集落営農の推進、農地の保全・管理を行う第三セクター等の活用等と併せて多様な担い手を確保する観点に立つて、適切にその推進を支援すること。その場合、地域農業の関係者による協議の場を設け、その機能の十分な発揮を確保すること。

二 株式会社形態の導入等農業生産法人の要件見直しに伴い、農地の投機的取得等の懸念を払拭するため、農地の権利移動段階における審査、農業生産法人の活動段階における報告・立入調査・勧告・あっせん等の措置、法人の要件を欠いた場合における指導・あっせん・買収の措置を厳正に実施すること。また、これらの措置の確実な実施が確保されるよう、農業委員会の役割を見直したうえで実施体制の整備を図ること。

三 国内農業生産の増大と食料自給率の向上を図るため、農業生産の最も基礎的な資源である農地の確保に万全を期すること。このため、国、地方公共団体による公共転用等が安易に行われることのないよう、関係機関に対して周知徹底を図ること。

四 農地は公共性の高い財であるとの認識のもと、農地転用の在り方を含め、農地の利用や必要な農地の確保等に関連する諸制度の在り方について、総合的かつ一体的な実施を図る観点に

立った検討を行うこと。また、農地の有効利用が図られるよう、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを強化すること。

五 地域農業の新たな担い手を確保する観点から、脱サラ農業者・定年帰農者等農外からの新規参入を含め、新規就農の確保のための支援策の充実を図ること。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年十月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

目次

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 情報の公表(第四条—第九条)	
第三章 不正行為等に対する措置(第十条—第十二条)	
第四章 施工体制の適正化(第十二条—第十四条)	
第五章 適正化指針(第十五条—第十八条)	
第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第十九条—第二十条)	
附則	
第一章 総則	
第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公	

共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を表現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊

法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの不正行為の排除が徹底されること。

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

(国による情報の公表)

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところに

より、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長。以下同じ)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指

名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

ない。

一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、建設業法第二十二條第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業

法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関する事項。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の意見を適切に反映する方策に関する事項。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関する事項。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関する事項。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関する事項。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るために必要な措置に関する事項。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十六条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、

当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第六章 国による情報の収集、整理及び提供
供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第十九条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び

契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

(建設業法の一部改正)

第三条 建設業法の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項中「各号の一を」各号のい

づれかに、「除く。」を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号。以下「入札契約適正化法」という。)第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に改め、同項第三号中「法令」の下に「入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。」を加え、同条第四項中「第一項各号の一を」第一項各号のいづれかに、「(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。)」を若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に改める。

第三十四条第一項中「及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)」を、「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)及び入札契約適正化法」に改める。

理 由

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公共工事の入札及び契約は、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び適正な施工の確保を基本として、その適正化が図られなければならないこととする。

2 公共工事の発注者は、年度ごとの公共工事の発注の見通しを公表するとともに、指名業者の名称その他の公共工事の入札及び契約に関する情報を公表しなければならないこととする。

3 公共工事の発注者は、その発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する入札談合や建設業法等に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会や建設業者の監督権限を有する国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととする。

4 公共工事については、一括下請負を全面的に禁止するとともに、公共工事の受注者は、

発注者に対して施工体制台帳の写しを提出し
なければならぬこととする。また、公
共工事の発注者は、工事現場の施工体制の点
検等の措置を講じなければならぬこととす
ること。

5 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、
公共工事の入札及び契約の適正化を図るため
の指針の案を作成し、閣議の決定を求めなけ
ればならぬこととする。また、公共工
事の発注者が当該指針に従って講じた措置の
状況について報告を求め、必要に応じ所要の
要請を行うことができるものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施工する。ただし、情報の公表、不正行為等
に対する措置及び施工体制の適正化の措置等
に関する規定は、平成十三年四月一日から、
適正化指針に従って講じた措置の状況の公表
に関する規定は、平成十四年四月一日から施
行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、公共工事に対する国民の信頼の確保
とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るた
めの措置として、妥当なものと認めるが、第三
条第三号を「入札及び契約からの談合その他の
不正行為の排除が徹底されること」に、第十五
条第二項第二号を「入札及び契約の過程並びに
契約の内容について学識経験を有する者等の第
三者の意見を適切に反映する方策に関するこ
と」にそれぞれ修正する必要があるため、本案
は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した
次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。
右報告する。

平成十二年十一月八日

建設委員長 井上 義久

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字は修正)

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本とな
るべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次
に掲げるところにより、その適正化が図られな
ければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透
明性が確保されること。

二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方
になろうとする者の間の公正な競争が促進さ
れること。

三 入札及び契約からの^{○談合その他の}不正行為の排除が徹
底されること。

四 契約された公共工事の適正な施工が確保さ
れること。

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事
の入札及び契約の適正化を図るための措置(第
二章及び第三章並びに前条に規定するものを除
く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。
を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところ
に従って、次に掲げる事項を定めるものとな
る。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関

する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代
表者による措置にあつては第四条及び第五
条、地方公共団体の長による措置にあつては
第七条及び第八条に規定するものを除く。)の
公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容につ
いて学識経験を有する者等の^{○意見者の}意見を適切に
反映する方策に関すること。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に
処理する方策に関すること。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約
の方法の改善に関すること。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のた
めの公共工事の施工状況の評価の方策に関す
ること。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約
の適正化を図るため必要な措置に関するこ
と。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等
及び地方公共団体の自主性に配慮しなければな
らない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あ
らかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管す
る大臣に協議した上、適正化指針の案を作成
し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先
立って、中央建設業審議会の意見を聴かなけれ
ばならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第
四項の規定による閣議の決定があったときは、
遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の
変更について準用する。

(別紙)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に
留意し、適正化指針の策定等その運用に遺憾なき
を期すべきである。

一 一般競争入札については、審査体制の整備等
を図りつつ適正に実施するとともに、指名競争
入札についても、指名基準の公表や受注者の意
向を踏まえた指名を行う公募型指名競争入札の
活用等により、その透明性の一層の向上に努め
ること。

二 不正行為の再発を防止するため、公共工
事の発注者による厳重かつ再発防止につながる
視点からの指名停止措置、建設業許可行政庁に
よる監督処分を厳重に行い、談合、贈収賄等の
不正行為の排除を徹底すること。

三 公共工事の入札及び契約に関し、不良不適格
業者の参入を排除し、あわせて談合等の不正行
為やダンピングの防止を図る観点から、発注者
は、入札に参加する者に対し、対象となる工事
に係る入札金額と併せてその明細を提出させる
よう努めること。

また、談合が明らかになった場合には、発注
者による損害賠償請求の適切な運用を図るこ
と。

四 不良業者の排除、技術と経営に優れた企業の
普及を図るため、ISO取得を資格審査の際に
活用する等企業の品質管理システムを促進する
こと。

五 建設業を取り巻く厳しい経営環境にかんがみ、地域の雇用と経済を支える中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、ガイドラインの活用等によりJV制度の適切な運用を図ること。

また、適正な施工体制の確保の観点から、施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の関係の適正化に努めること。

六 入札及び契約についての第三者による監視や苦情処理を適切に行うため、公共工事の発注量や執行体制等に応じ、既存の組織の活用も含め、第三者機関の効率的な設置運営を図ること。

七 入札予定価格については、支障がない限り、少なくとも事後公表を行うよう努めるとともに、地方公共団体においては、事前公表を行える旨を明確にすること。

八 規模の小さい市町村については、その実情に配慮し、入札及び契約の適正化のための取組みが適切に行われるよう執行体制の確保等について必要な助言等に努めること。

九 いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしわ寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するため、その的確な排除を行い、公共工事の品質の確保を図ること。

十 入札及び契約に係る事務の簡素化・効率化を進めるため、公共工事の入札及び契約のIT化を促進するよう努めること。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について承認を求めるの件及び同報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十二年十月三日

内閣総理大臣 森 喜朗

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成十二年九月十一日にニュー・ヨークで、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安

全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、千九百九十五年九月二十七日にニュー・ヨークで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、

合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む)、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年度末手当、夜間勤務手当、住居手当、單身赴任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道

(b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五条に定める合同委員会(以下「合同委員会」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行つ場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、従来と同様、前三条に規定する経費の節約に努める。

第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に關するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを条件として、二千一年四月一日に効力を生じ、二千六年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年九月十一日にニュー・ヨークで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本国のために

河野洋平

アメリカ合衆国のために

マデレーン・オルブライト

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定第二十四条についての新たな特別の措置に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため平成十二年一月以来日米間の経費負担の原則を定める地位協定第二十四条についての新たな特別の措置に關する協定の締結について、日米両国政府間で協議しつつ、検討を行つてきた。その結果、合意に達したので、平成十二年九月十一日ニュー・ヨークにおいて本協定の署名が行われた。

本協定の主な内容は次のとおりである。

1 我が国は、この協定が効力を有する期間中、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。

2 我が国は、この協定が効力を有する期間中、日本国政府の要請に基づき合衆国が合衆国軍隊の行つ訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合にその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。

3 合衆国は、従来と同様、前記1、2の経費の節約に努めること。

4 我が国は、会計年度ごとに、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報すること。

5 日米両国は、この協定の実施に關するすべての事項につき、地位協定に基づく日米合同委員会を通じて協議することができること。

なお、本協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを条件として、平成十三年四月一日に効力を生じ、平成十八年三月三十一日まで効力を有することになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、平成十三年度一般会計予算防衛施設庁所管に、所要の経費が計上されることになる。

右報告する。

平成十二年十一月八日

外務委員長 中野 寛成
衆議院議長 綿貫 民輔殿

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案
右
国会に提出する。
平成十二年十月十七日
内閣総理大臣 森 喜朗

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案
目次

- 第一章 総則(第一条―第十四条)
第二章 施策の策定に係る基本方針(第十五条―第二十三条)
第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第二十四条―第三十三条)
第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(第三十四条)
附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

第二条 この法律において「高度情報通信ネット

ワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

(すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現)

第三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

(経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という。)の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

第五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、

生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

(活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上)

第六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

(国及び地方公共団体と民間との役割分担)

第七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

(利用の機会等の格差の是正)

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十一条 国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(統計等の作成及び公表)

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十四条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 施策の策定に係る基本方針

(高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進)

第十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することに堪がみ、これらが一体的に推進されなければならない。

(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

第十六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第十七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

(電子商取引等の促進)

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直

し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(行政の情報化)

第十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

(公共分野における情報通信技術の活用)

第二十条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

(高度情報通信ネットワークの安全性の確保等)

第二十一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(研究開発の推進)

第二十二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク

社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(国際的な協調及び貢献)

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることにかんがみ、高度情報通信ネットワーク及びこれを利用した電子商取引その他の社会経済活動に関する、国際的な規格、準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

(設置)

第二十四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(以下「重点計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要

なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十六条 本部は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員をもって組織する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長)

第二十七条 本部長は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長)

第二十八条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員)

第二十九条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
- 二 高度情報通信ネットワーク社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部
に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画

第三十四条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

三 教育及び学習の振興並びに人材の育成に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

四 電子商取引等の促進に關し政府が迅速かつ

重点的に講ずべき施策

五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用

六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講

七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府

3 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的目票及びその達成の期を迅速かつ重点的に推進するために必要となる

4 本部は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、雇帯なく、これをインターネット間を定めるものとする。

5 本部は、適時に、第三項の規定により定める
 の利用その他適切な方法により公表しなければならない。

目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しな

ければならない。

6 第四項の規定は、重点計画の変更について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、この

法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

み、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにその推進に必要な体制を整備するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

(一) 定義

1
(一) 總則
定義

この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいうこと。

(二) すべての国民が情
受でゐる社会の実現

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならないものとする。

(三) 経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化
高度情報通信ネットワーク社会の形成

は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動(以下「電子商取引等」という。)の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらす、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならないものとする。

(四) ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならないものとする。

(五) 活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならないものとする。

(六) 国及び地方公共団体と民間との役割分担

高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

(七) 利用の機会等の格差の是正

高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が積極的に図られなければならないものとする。

(八) 国及び地方公共団体の責務

(1) 国は、1(二)から(七)までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(3) 国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないものとする。

(九) 法制上の措置等

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

(十) 統計等の作成及び公表

政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならないものとする。

(十一) 国民の理解を深めるための措置

政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 施策の策定に係る基本方針

(一) 高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関

連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならないものとする。

(二) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができ、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならないものとする。

(三) 教育及び学習の振興並びに人材の育成

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようになるための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(四) 電子商取引等の促進

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(五) 行政の情報化

高度情報通信ネットワーク社会の形成に

関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(六) 公共分野における情報通信技術の活用

高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(七) 高度情報通信ネットワークの安全性の確保等

高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならないものとする。

(八) 研究開発の推進

高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業

者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならないものとする。

(九) 国際的な協調及び貢献

高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることにかんがみ、高度情報通信ネットワーク及びこれを利用した電子商取引その他の社会経済活動に關する、国際的な規格、準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならないものとする。

3

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

(一) 部 設置

高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「本部」という。)を置くこと。

(二) 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する重点計画(以下「重点計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策で重要なものの企画に關して審議し、及びその実施を推進すること。

(三) 組織等

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は内閣総理大臣をもって充てると、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長は国務大臣をもって充てると並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員は本部長及び副本部長以外の国務大臣及び高度情報通信ネットワーク社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てると、本部の事務は内閣官房において処理すること等、本部の組織等に關し、必要な事項を定めること。

4

高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する重点計画

(一) 本部は、重点計画を作成しなければならないものとする。

(二) 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に關する基本的な方針
- (2) 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
- (3) 教育及び学習の振興並びに人材の育成に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

(4) 電子商取引等の促進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

(5) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用等の推進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

(6) 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

(7) 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に關する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

(二) 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

(四) 本部は、4(一)の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする。

(五) 本部は、適時に、4(三)の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする。

(六) 4(四)の規定は、重点計画の変更について準用すること。

5

附 則

(一) この法律は、平成十三年一月六日から施行するものとする。

(二) 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、妥当な措置と認めるが、基本理念に、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならないものとするを追加することが適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び21世紀クラブの各派共同提案により行われたものであり、日本共産党の提案に係る修正案は、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年十一月九日

内閣委員長 佐藤 静雄

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条 第十四条)	五
第二章 施策の策定に係る基本方針(第十五条 第二十三條)	六
第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第二十四條 第三十三條)	五
第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(第三十四條)	六

附則

(利用の機会等の格差の是正)

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に行われなければならない。

(社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応)

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十一条 国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法の

制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(統計等の作成及び公表)

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により随時公表しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十四条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 施策の策定に係る基本方針

(高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進)

第十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充、高度情報通信ネットワークを通じて提供される文字、音声、映像その他の情報の充実及び情報通信技術の活用のために必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することにかんがみ、これらが一体的に推進されなければならない。

(世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成)

第十六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の

必要な措置が講じられなければならない。

(教育及び学習の振興並びに人材の育成)

第十七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

(電子商取引等の促進)

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(行政の情報化)

第十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

(公共分野における情報通信技術の活用)

第二十条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

ならない。

(高度情報通信ネットワークの安全性の確保等)

第二十一条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(研究開発の推進)

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

(国際的な協調及び貢献)

第二十四条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークが世界的規模で展開していることにかんがみ、高度情報通信ネットワーク及びこれを利用した電子商取引その他の社会経済活動に関する、国際的な規格、準則等の整備に向けた取組、研究開発のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

(設置)

第二十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(以下「重点計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 本部は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員をもって組織する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長)

第二十八条 本部の長は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長)

(設置)

第二十九条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、副本部長の職務を助ける。

(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員)

第三十条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 副本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 高度情報通信ネットワーク社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき、前項に規定する者以外

外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十三条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画

第三十五条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

三 教育及び学習の振興並びに人材の育成に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

四 電子商取引等の促進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用促進に關し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

3 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 本部は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 第四項の規定は、重点計画の変更について準用する。

〔別紙〕

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 すべての国民が、地理的な条件、年齢、身体的な条件その他の要因に制約されることなく、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、多様な生き方や価値観を尊重しあうことができる社会の実現に努めること。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し

地方公共団体が講じる施策について、その実施に当たり阻害となっている要因の解消及びその実施の支援のため、必要な措置を講じること。

一 高度情報通信ネットワーク社会に関する統計等の資料の作成・公表については、世界最高水準の高度情報通信ネットワークを構成する諸要素に係る指標についても資料を作成し、インターネット等により随時公表すること。

一 所得によってデジタル・デバイドを発生させることなく、国民全体にIT革命の果実を還元するために、高速インターネットサービス市場への新規参入の促進などの競争促進策により、通信料金の一層の低廉化を図ること。

一 電子商取引等の促進を図るために必要な措置を講じるに当たっては、消費者保護の観点に万全を期すこと。

一 インターネット等を活用することにより、すべての国民が、行政に対する適確な理解の下に主体的に意見を表明する等の活動が可能となり、もって公正な行政の実現に資するよう、行政の情報化を一層推進すること。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、縦割りや硬直的な対応ではなく、政府として統一的、一体的な取組を進めること。

平成十二年十一月九日 衆議院會議録第十一号

五六

明治三十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二二〇円 (本体)